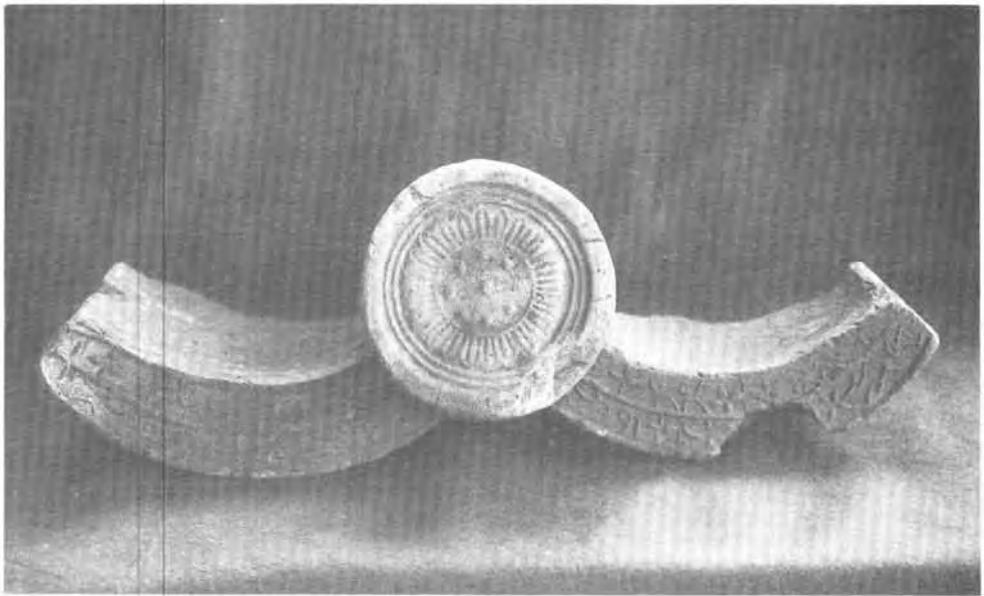


手鏡八重むかし



No. 2

1989.3

目次

土気地域の近世補遺史料……………	渡辺 孝雄……………一
いわゆる丹後堰についての若干の考察……………	井上 準之助……………一三
小食土の年中行事……………	吉原 勇……………三〇
越智の年中行事……………	石井 良之助……………四四
越智町石井昭吉家に残る具足について……………	川島 正雄……………四七
土気町の家並……………	小川 知昭……………五〇
高津戸の天然記念物及び古塚……………	……………五三
土気地域において確認された近世絵画作品について……………	浅野 秀剛……………五五
史料所在調査報告 — 旗本戸田氏知行村(二) —……………	立野 晃……………五八
やまご館のこと……………	仲田 勝巳……………五九
泉・誉田地域の行政区画(二)……………	市史編纂担当……………六三
史料所在調査報告 — 土気地域 —……………	市史編纂担当……………六四
千葉市史(誌)編纂委員会名簿……………	市史編纂担当……………七九

▲表紙写真説明▼

二四葉単弁蓮華文軒丸瓦と特殊文様軒平瓦

土気地区の区画整理に際し発掘調査された南河原坂が、
 窯跡群出土の奈良時代の瓦。軒丸瓦の瓦頭文様は、二
 四枚の蓮弁を表し、土気の地域が属していた上総国の
 園内)の屋根先を飾っていた。
 国分寺創建頃の瓦と同範。軒平瓦の文様は、他に類例

(千葉市埋蔵文化財調査センター 倉田義広)

土気地域の近世補遺史料

渡 辺 孝 雄

『千葉市史 史料編6 近世』(以下『史料編6』と略す)は、昭和六三年三月に刊行されたが、この『史料編6』には土気地域の内、九か町村(土気町・小食土村・小山村・大椎村・大木戸村・越智村・高津戸村・上大和田村・下大和田村)の史料二五八点が収録されている。

これらの村々はかつて上総国山辺郡に属した村々であり、昭和四四年に千葉市に合併するまで土気町だった所である。頁数の関係で、『史料編6』に多数の史料の収録を諦めざるをえなかったが、そのなかから七点の史料を、ここに紹介してみる。なお引用した史料Noは、すべて『史料編6』に収録されているものである。

なお、収録にあたり史料中の訂正箇所は、訂正後の文言を記載し、「より」の合字は、平仮名で表記した。

一 土気町

(1) 年貢勘定目録 享保一七年

この年貢勘定目録写しは、『史料編6』が刊行された後、小川知昭家より新たに見つかったため(12頁目録参照)、『史料編6』の編集段階では全く知られていなかった史料である。

『史料編6』には、文化一〇年(二八一三)の土気町の年貢勘定目録(史料No一〇)が、収録されているが、それより古い享保一七年(一七三二)の年貢勘定目録(ここでは紹介したい(目録No III-1))。土気町は元禄一年(一六九八)に、佐倉藩領から旗本松下氏の知行地となった。享保一七年の年貢勘定目録によると、地頭所からの要求で、すでに亥年(享保一六年)に先納金が納められていたことがわかる。

この年貢勘定目録写しには、この外に元禄一年・元禄二年・宝永五年(一七〇八)・宝永七年・正徳三年(一七二三)・享保一三年(一七二八)・元文二年(一七三七)分が記載されている。

(前略)

子之年御年貢米金勘定目錄

一 高六百三拾四石壹斗五升五合

此取米貳百七俵貳斗六升九合貳勺

土氣町高辻
定免上リ共

此納訳

米貳俵ハ

泉明神御供米

米貳斗

人足扶持方へ被下米

是ハ去春兩御竹林垣結人足四十人老人ニ付五合ツ、

米貳俵

名主給米

米貳俵

狸尻御林守へ被下候米

米六俵

餅米ニ而納米

米四俵壹斗貳升

大豆代米ニ而納

此大豆八俵貳斗四升納

米貳斗

小豆代米ニ而納

此小豆壹俵納

米貳拾貳俵

江戸廻米

米壹俵五升壹合貳勺

運賃米

但シ餅米大豆小豆共ニ廻米都合三拾七俵貳斗四升之運賃
但シ三分かけ

小以米四拾俵壹斗七升壹合貳勺

残米百六拾七俵九升八合

代金五拾三兩三步壹貫四拾文

但 兩ニ壹石貳斗四升
五貫貳百文

一 金四拾八兩壹步鑲拾貳文

畑方永金夫金糠藁代共

小以金百貳兩鑲壹貫五拾貳文

此納

金拾兩は

夏成金納

金七兩

秋成金七月一日納

鑲七百五拾八文壹ヶ月分右利金

金三兩

秋成金殘八月納

金拾五兩

亥十月納先納

金四兩貳分鑲九百七十五文

亥十月より子ノ十一月迄
但シ十五ヶ月分利金

金拾貳兩

亥ノ十一月先納

金三兩貳分

(亥十一月より子ノ十一月迄
但シ十四ヶ月分利金

金四兩

亥十二月先納

金壹兩鑲四百三拾貳文(亥十二月より子ノ十一月迄
但シ十三ヶ月分利金

金壹兩貳分貳朱

亥十二月御拝借金
六兩之利金十三ヶ月分

金六兩

子正月先納

金壹兩貳分

但シ十二月分利金

金貳分壹貫百九拾壹文

子三月夫食金
三兩貳分分之利金也

金六兩

子ノ五月先納

金壹兩

(子五月より十一月迄八ヶ月分利金)

金三兩

子六月先納

金壹分貳朱

(六月より十一月迄六ヶ月分利金)

金貳分

御中間長八給金子十一月相渡

永百文

母庄竹貳本之代

永百文

郷藏敷代

御薪百七拾八駄半

此駄賃錢八貫九百貳拾五文但し壹駄ニ付四拾八文ツ、

金貳步

右之割賃

金壹分貳朱

亥十一月榎割賃但百五駄分

鑓五貫貳百四拾八文

右之駄賃

金壹兩

古榎新榎共都合貳百八十三駄半舟賃也

金貳分

子年分御奉公人長八江渡

金壹兩

五年分給金右同人渡

金壹分

御用佐倉炭代

金壹兩

松才古榎 六郎右衛門方より差上申候

金壹步貳朱

御用分八右衛門江渡

金壹兩

勘平江渡

金壹兩三分

御中間甚助渡

金九兩

新田村佐右衛門渡

小以金合百兩三分鑓百四拾壹文

差引残而

金壹兩壹步九百拾壹文 可相納分

一外 米拾貳俵 江戸廻米

代金三兩三步六百貳拾七文 兩ニ壹石貳斗七升かへ

右差引

金貳兩壹步壹貫拾六文 上納過

右は去子年上総国山辺郡土氣町可相納物成小物成共元払遂勘定候処書面之通皆済相違無之者也

恒川半右衛門

飯尾宗左衛門

寛 伝 太 夫

享保十八丑年九月廿九日

土氣町

名主

(後略)

(土氣町 小川知昭家文書 Ⅲ-11)

二 小食土村

(2) 山辺郡内村々鹿狩人足数書き上げ 嘉永二年

嘉永二年(一八四九)三月に行われる鹿狩にさいして、

山辺郡内の村々から人足として差し出す人数の書き上げ

である（「御鹿狩諸用留」嘉永元年よりの抄出）。山辺郡内二六ヶ村の人足数が記されている。千葉市内の村としては、高津戸村・小食土村・大椎村が含まれている。なお『史料編6』にも、嘉永二年の鹿狩にさいしての、山辺郡内六二ヶ村の人足数書き上げが収録されている（史料No.一四三）が、この史料の村名とは重複していない。

（冊・表紙）

嘉永元申年

御鹿狩

諸用留

小食土村
名主
忠左衛門

（前略）

廻状

来春小金原御鹿狩ニ付勢子人足御普請人足等別紙触書之通り
相心得自分共より触当次第無遅滞可差出候且掛り高取調方左

ニ申達候

一 私領之分ハ村高領主地頭性名一村限可書出候

但シ御朱印地除地寺社領も同様可相心得候

一 無民家持添新田之分ハ其訳可申立候

一 天保度より以来高入相成候新田は村方腹書ニ内何程何年

御高入新田と可相認メ候

一 御領所村々は支配同役江掛合村高取調候間別段書出不及

候

一 右御鹿狩御用人足之儀は都而寺社御朱印地并除地方江も

相掛り候筈候間其旨相心得可申候

一 諸役免許之 御朱印有之候歟又は右ニ准し候重キ証拠

書物有之寛政度御鹿狩之節免除被 仰付候ハ、其段書付可

差出候

一 手余荒地高其外川々国役金年々免除相成来候高有之候ハ、

可申立候

一 寛政度高百石ニ付人足何人相掛候内何人は正人足何人は

賃銀納相成候哉右人足は勢子相勤候哉御獲物^{〔方カ〕}又は御配

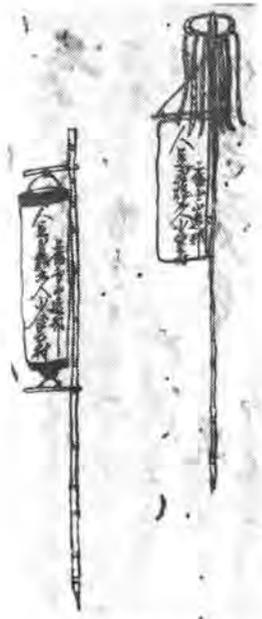
方働いたし候哉其外何役相勤候哉右等之訳相分候村方有之

候ハ、其段可申立候

右之通り相心得十月十五日迄馬喰町御用屋敷御鹿狩御用調所

江可申立候此廻状別紙触書一同即刻順達留村より可相返者也

斎藤嘉兵衛印



鹿狩村織と
高張提灯の図

下総国千葉郡
字葉園台正伯木戸揃

- 一人足六拾貳人
- 一同 三拾四人
- 一同 拾六人
- 一同 拾人
- 一同 十三人
- 一人足三拾七人
- 一同 式十人
- 一同 百三人
- 一同 三拾四人
- 一同 式拾七人
- 一同 式拾三人
- 一同 九人

青山 録平印
築山茂左衛門印

上総国山辺郡

- 片貝村
- 小中村
- 平沢村
- 宮崎村
- 門ノ谷村
- 養安寺村
- 中 村
- 山口村
- 堀上村
- 押堀村
- 川場村
- 高津戸村

- 一同 四拾八人
- 一同 式拾九人
- 一同 式拾七人
- 一同 式拾七人
- 一同 式拾貳人
- 一同 拾壹人
- 一同 人足式拾八人
- 一同 三拾八人
- 一同 七拾八人
- 一同 九人
- 一同 八拾貳人
- 一同 五拾三人
- 一同 式拾貳人
- 一同 九拾六人

(後略)

(小食土町 吉原弘毅家文書一三三)

- 田中村
- 小食土村
- 大椎村
- 大竹村
- 神房村
- 北富田村
- 西富田村
- 北之幸谷村
- 作田村
- 下ヶ傍示村
- 松之郷
- 四天木村
- 大沼田村
- 台方村

(3) 旗本川口氏御林払い下げ一件 嘉永五年六月
川口氏御林払い下げ一件については、史料No.六六・六七・六八の三点が収録されている。この一件は、旗本川口氏が小食土村名主清左衛門にたいして、御林を払い下げようとしたことから起こった騒動である。名主として

の勤功にたいして、御林を払い下げたのであるが、清左衛門は二五両の冥加金をおさめているところを見ると、旗本の財政難の問題が背景にあるのかも知れない。御林が個人の所有になると、これまで利用してきた村人が困るとして、村方から御林払い下げにたいして反対運動が起こった。ここに紹介する史料は、No.六七と六八の間に位置する史料である。下知書（史料No.六七）で、地頭所役人から清左衛門にたいしての払い下げの決定が確認されているが、これにたいしてこの騒動の仲介に入っている宮崎村名主庄兵衛等から、下知書の内容では村方が納得しないとして、善処を願ひ出たものである。この願書をうけて、清左衛門に払い下げた御林の半分は村方に渡すことになった（史料No.六八）。

乍恐以書付奉願上候

一 原田新六郎知行所上総国山辺郡宮崎村名主庄兵衛 神谷銀一郎知行所同国同郡小食土村名主中左衛門右兩人奉申上候儀は当 御屋鋪様御知行所同国同郡同村名主清左衛門御林地拝領被 仰付候ニ付惣百姓一同江申聞候処彼是差違一同申分ニは凶年之節は右御林 御地頭所様江奉申上以御慈非を御受ニ相成代木致し難渋凌相続仕来り候処右同人持ニ相成候而は凶年之節は一同難渋仕猶又下蒞仕相続仕来り候

由猶又余条之義茂申出し既ニ出訴ニ茂可相成候処五郷村役人并相給名主忠左衛門当御知行所富口村幸右衛門并五反田村伝右衛門等立入掛合仕候処清左衛門義茂出訴ニ相成候而は困窮之百姓共大勢難渋仕候儀歎ケ敷儀ト存意候依而は私儀 御地頭所様江御返上申上惣百姓持ニ相成候様奉御免状書替御下ケ願仕候儀示談掛合行届候惣百姓共江右之段扱人申入余条之儀茂申出し候得共掛合仕双方無申分示談内済行届候ニ付儀定書連印仕右ニ付名主清左衛門出府仕御免状書替ニ願出候処御聞濟無之勝又一段申渡候儀取戻ニ相成兼趣御法之御下知書ヲ以此度右扱人江被 仰渡候ニ付惣百姓江申渡し候処静謐之治リニ相成兼出訴ニ出府仕候ニ付右扱人共驚人猶又惣代六左衛門義は右一条差違中ニ出府仕候ニ付委細承知不仕候得共富口村幸右衛門殿より添条并儀定書之写シ等有之候得は手違間違之儀茂無之間敷候哉ニ扱人一同存候江戸表ニ而右六左衛門相頼候処次第右等之儀ニ相成候哉一同愚推仕是又委細口上ニ而御内意可奉申上候何卒以御慈非を百姓一同静謐ニ相成候様只願奉願上候右之段御堅察被成下置候而 御聞濟之程偏ニ奉願上候以上

原田新六郎知行所

同国同郡

宮崎村

名主 庄兵衛

嘉永五年

六月日

神谷銀一郎知行所

同国同郡

小食土村

名主

忠左衛門

川口与八郎様御内

御役人衆中様

(小食土町 吉原弘毅家文書一五四)

三 小山村

(4) 持高書き上げ 寛延二年

小山村農民の持高については、宝永五年(一七〇八)の高書き上げが、収録されている(史料No.一〇三)。宝永五年と寛延二年(一七四九)の持高を比べてみると、寛延二年の場合、板倉村の農民四人が、小山村の土地を所有している点が注目される。「宝暦九年(一七五九)丑正月日 寺宮村高諸用入用写帳 小山村」からの抄出である。

(冊・表紙)

宝暦九年丑ノ正月日

寺宮村高諸用入用写帳小山村

かみかす有合

(前略)

寛延貳年巳ノ年写

惣百性高述覚^(注)

小山村

- 一 八石五斗九合四勺貳才 五平次
- 一 拾壹石三斗六升六合三勺八才 与惣右衛門
- 一 七石六斗五升七合貳才 兵右衛門
- 一 六石六斗四升四合三勺四才 次郎左衛門
- 一 貳石貳斗三升貳合六勺 彦兵衛
- 一 三石貳斗九升八合四勺四才 与平治
- 一 四石四斗壹合五勺 権右衛門
- 一 三石貳斗壹升五合壹勺 五左衛門
- 一 壹石九斗四升三合壹勺 四兵衛
- 一 貳石九斗三升貳合六勺四才 勘左衛門
- 一 五升六合 新右衛門
- 一 七斗四升三合三勺 高善寺
- 一 七斗三升貳合 新兵衛

板倉村

新兵衛

- 一 八斗三升 同村 市郎兵衛
- 一 七斗式升 同村 源左衛門
- 一 式斗式升六合五勺 同村 次郎右衛門

惣高合
五拾五石五斗六升七合壹勺四才

右は寛延貳年巳年改置申候

(後略)

(小山町有文書 冊一三五②)

(5) 定免につき願書 文政四年

文政四年(一八二一)三月に、小山村から地頭役所に宛て出された定免願いである。年貢高を定免六九俵にするように願い出ている。文化五年(一八〇八)にも小山村から窮状を訴える願書が出されていた(史料No.一五二)。文化五年の訴えの後、翌文化六年から文政二年まで小山村の年貢は定免で、六九俵の年貢高であったが、文政三年に七四俵に変更となった。文政三年の干水損により、小山村の出稼ぎ人が増えた状況を訴え、以後毎年の年貢高を六九俵にするよう願い出ている。同時に新開畑一町三反が荒地となっており、この分の年貢上納が毎年村にとって大きな負担であるとして、上げ地を願い出ている。

乍恐以書附奉願上候

一 御知行所上総国山辺郡小山村惣百性一同奉願上候は当村之儀一躰山中之里ニ而居村之前後皆高山ニ而田畑共皆山之間谷間ニ而田畑共土性甚不宜田方ハ七分通とぶ田ニ而別深^(而別深)谷之分ハ屋中ニ而日中リ少ク出来方実入等甚不宜山際之田畑八年之豊凶ニ不限生立より実入迄猪鹿雉子兎等ニ迄あらされ悪敷折ニは物之種をも失候者も度々御座候而至而難義之村ニ御座候而必至と困窮仕村中一同立行相成兼候ニ付文化五辰年御知行所上総七ヶ村役人中相頼村柄之様子得と致見分貫夫より右三ヶ村役人中相談相頼小山村一村難相立候旨ニ付以書附御取箇御用捨奉願上候処 御先代様以御慈悲辰年老年ハ六拾四俵之御定免ニ被仰付翌巳年より酉年迄五ヶ年六拾九俵之御定免被仰付切レ候節ハ願出候様被仰付候ニ付戌年以書附奉願上候処子年迄三ヶ年六十九俵之御定免被仰付丑年奉願上候処卯年迄三ヶ年六拾九俵御定免ニ被仰付去辰年御用捨奉願上候処七拾四俵壹ヶ年之御定免被仰付候処去辰年旱水風ニ損失仕近年無双之大不作ニ而御座候御大切之御年貢故無遅滞御上納ハ仕候得共去秋中奉願上候通大不作ニ而惣百性一同難義至極仕当時江戸表ニ而御奉公相勤候者五人田舎奉公仕候者三人女四人都合拾壹人奉公持ニ罷出右身代金を以御年貢諸役錢等相勤候者漸十二月中ニ諸勘定等致候得共諸納方等段々及延納恐多奉存候右之通人少

ニ相成候得は自然と田畑作物手入不行届候ニ付出来方劣リ候得は猶実入ハ不宜村中追々困窮ニ罷成誠ニ以難義至極仕候右山間之田畑ニ御座候得は大風雨之節ハ押砂等多ク流出田畑潰レ候場所も所々ニ御座候当時田方ニ而壹反式畝歩余畑方ニ而壹町三反余右地面ハ御座候得共毛頭無之地所ニ而年々二季之御年貢上納仕候得は重々之難義ニ御座候殊ニ小山村之儀先規より御定免と申儀無御座候而御検見之上八ヶ年宛御定免被仰付相済候得は又候御切替之節奉願或ハ七ヶ年六ヶ年五ヶ年三ヶ年老年切も度々御座候而上而八拾四俵下而三拾七俵迄之内先規より相極候御定免ニは無御座候而御切替之度毎ニ御検見御用捨等奉願候而ハ小高村之義誠ニ難義至極仕候依之何卒以御慈悲去々辰年(マ)御先代様御代七ヶ村ニ而願書差上奉願候節被仰付通六拾九俵永々御定免ニ被仰付被下置候ハ、向後早水風之損失御座候共御用捨御願ケ間敷義一切申上間敷候右願之趣御聞済被成下願之通被仰付被下置候ハ、困窮之惣百姓一同相助り偏之御慈悲と難有仕合奉存候以上

あれ畑壹町三反余 但あれ畑反別小細ニ書出惣百姓名前持分ノ訳

右新開ニ而御高之外ニ御座候一躰山之端野之端を開候地所ニ而土性も不宜場所も甚不宜田畑共凶作之年も御用捨不被下置候得は無是非妻子ハ勿論亭主迄も江戸表又は田舎ニ而奉公ニ罷出右以身代金御年貢御上納仕候儀ニ御座候得は其

節々田畑手入不行届畑地之分別而山之間之事故三方四方之山之根よりちかや志の竹すゝき等多生出老兩年も手入不致候得はもハやあれ地と罷成候依之地面ハ御座候得共毛頭無之地所ニ而夏秋兩成御年貢御上納仕候得は年□(セ)及延納甚以恐多奉存候依之今般乍恐右あれ地之分御上ヶ地仕度奉願上候何卒以御慈悲願之通被仰付被下置候ハ、困窮之惣百姓一同相助り偏ニ御慈悲と難有仕合奉存候以上

御知行所

上総国山辺郡小山村

文政四巳年三月日

惣百姓中印

百姓代 印

組頭 印

名主 印

建部源四郎様御内

仁科 和 仲殿

坪井喜太夫殿

(裏裏書)

同廿九日両用人列座ニ而七拾四俵御定免ニ被仰付候

右請書上ル

名主弥惣次一判也

(小山町有文書 状一一三)

(6) 地頭所財政賄い一件 文政六年

文政五〜六（一八二二〜二三）年にかけて、小山村の領主旗本建部氏と知行所村々の間に起こった紛争については、史料No一二八〜一三三に収録しているが、そこに収録出来なかった史料を二点紹介したい。

(イ) 村々役人帰村願い 文政六年四月

地頭所の財政賄を、知行所村方一同で引き受ける旨の願書が、文政六年三月一四日に出されたが（史料No一二九）、それにたいしての地頭所側の反応は、村方の予想を全く裏切るものであった。村役人達は逆にお咎めを受け、願書のお下げと、帰村を願いでている。

乍恐以書付奉願上候

一 御知行上総七ヶ村江州西老^(蘇)蘓村役人共奉申上候私共此度

御勝手向之儀ニ付一同罷出願書差上候処御察当奉請且又心得違之儀共有之奉恐入御差出ニ茂相成候而は甚以奉恐入今

更先非後悔仕候間以来心得違無之様可仕候間先達而差上候

願書其外書付共御下被成下候様奉願上候尚又此節御田地植

付ニ差掛り百姓大切之時分柄ニ御座候間何卒以 御慈悲

右之段御聞濟被成下置帰村被 仰付被下置候様偏ニ奉願上

候以上

文政六未年四月十四日

御知行所上総七ヶ村惣代

丹尾村

名主代金四郎

小山村

名主 弥惣次

上小野田村

名主代市之丞

外部田村

名主 辰五郎

江州西老^(蘇)蘓村

百性惣代惣 助

同断吉 次

井上 次兵衛

（小山町有文書 状一（二八））

(ロ) 村々役人帰村願い 文政六年六月

史料No一三一に続くものである。財政賄いについての

願書について詫るとともに、今後の方策については、村

方で相談したいと帰村を願いで出ている。知行所村々が財

政賄いを引き受ける考えを示したのにたいして、地頭所側

がそれを抑えつけたのは、御用金など臨時賦課の形で、財

政賄いを考えていた地頭所側が、倭約を中心とした賄方

仕法の村方提案を受け入れられなかつたためとも思われる。

差上申一札之事

一 私共儀御勝手向御普請御借財等之儀ニ付心得違之御願仕奉恐入候ニ付御託書差上候処御聞濟相成難有仕合奉存候然ル処御勝手向其外万端之儀も江戸表へ長々罷出居候得は右御請難相成趣申上候得は此儘ニ而帰村仕候跡御賄等不仕候而ハ御奉公御勤被遊候儀も不相成を不止得構候哉と御利解之趣奉恐入候依之奉願候ハ一同帰村仕小前之者とも江も篤と申談御取続等相成候様仕度奉存候間何卒廿九日迄御日延被成下一同帰村被仰付被下置候様偏ニ奉願上候願之通被仰付被下置候ハ、精々相働御請相成候様出精可仕候間何卒御日延御聞濟被成下置一同帰村被仰付被下置候様奉願上候以上

文政六未年六月十二日

御知行所

金四郎印

弥惣次印

辰五郎印

市之丞印

御地頭所様

御用人中様

(小山町有文書 状一三二)

四 板倉村

(7) 村内差し縫れにつき議定 年月日不明

『史料編6』の編集段階で、残念ながら板倉村の史料は見つからなかつたため、板倉村の史料は収録出来なかつた。この史料は、小山町有文書のなかにあつた板倉村関係の史料である。年月日の記載がなく、年代を確定出来ないが、板倉村の内部で、村政の運営を巡って、かなり激しい対立があつたらしい。年貢の割り付け・人馬役・諸入用割合等についての議定があり、惣百姓で確認している。

議定一札之事

去ル巳年二月中より心得方行違候廉々有之差縫中 御地頭所様より御呼出し之上夫々御利解被 仰下候得共双方申争越訴等もいたし候哉ニ付小西伊右衛門様御役場江御下ニ相成双方御呼出し御吟味之上厚御利解被 仰下一同承伏奉畏帰村仕候得共兎角村方不熟平和ニ相治リ兼候折柄隣村五郷間井戸村立入双方江異見差加へ候処一同納得熟談仕候趣意左之通り議定仕候

板倉村惣百姓

(惣) 五合村役

- 一 御年貢米永上納之儀御割付之通り大小之百姓立会高段別ニ応し割合候事

- 一 人馬役之儀は古来之通り触当次第順番相動可申候事

- 一 諸割合出銭之儀ハ百姓代外壱兩人立会勘定見届割合之通

聊無滞出銭可仕候事

- 一 神事祭礼旧例は村役人より差図ヲ請取計可申事

- 一 関溝道普請之儀ハ村役人之差図ヲ請聊無差支出情可致事
- 一 村方組別レ差縫御吟味請候儀は双方納得之上和融相整以來何事ニよらず隔心無之様睦敷可致事

前書之通議定仕候上は向後無違失一同急度相守可申候為後日連印議定仕所依而如件

(小山町有文書 状一七九三)

(千葉市史編纂委員会編集員 千葉県史編さん班主査)

「小川知昭家文書」3次分目録 近世分(但し漢籍類を除く)

番号	表題	年月日	差出人	受取人	形態
III-1	寅之年目録 (年貢皆済目録写 前後欠)	(元禄十一年) 元文三年	真打村板倉	土氣小川 金兵衛尉	冊
III-2	(劍術印簡)	享保九年	(上総国山辺郡駒込村金子氏) 松下嘉兵衛知行所上総国山辺郡土氣町 名主文右衛門外六人惣代 組頭 勘之助	御奉行所	冊
III-4	返答書写シ (矢指土村理不尽道普請訴訟につき)	寛政五丑年八月十二日 (天保五年年 五月下旬写之)	土氣町小川氏	金兵衛	横冊
III-11	光蔵紐解祝義扣帳	嘉永六丑年十一月吉日	山主 紋四郎 受人 市之丞	金兵衛	状
III-12	相渡申質地証文之事 (竹林一ヶ所)	安政二年う十二月日	関流金坂信旧伝之 小川光蔵	柴田喜一郎	冊
III-13①	平方術草稿	干時慶応四丁辰如月	木下盛平 (従八幡町)	柴田喜一郎	状
III-14	(博奕一件召捕につき書状)	十月朔日(近世)	小川金兵衛	柴田喜一郎	冊
III-15	願書心得之事 (諸願書下書)	(近世)	四郎兵衛 他一〇	柴田喜一郎	横半冊
III-33	御屋敷帳	寛永貳拾老年 申ノ十月吉日	四郎兵衛 他一〇	柴田喜一郎	冊

いわゆる丹後堰についての若干の考察

井上 準之助

はじめに

いわゆる丹後堰（千葉県千葉市矢作町）についてのまとまった研究は、歴史学の分野からはあまり行なわれてこなかったようである。それは一つには現在、同堰についての史料があまりに少ないからである。それゆえ、ここでは、同堰をめぐる諸調査（諸研究）を若干、整理するためにも執筆することにする。多くの方々から御教示、御批判をいただければ幸いである。参考までに第1図として丹後堰用水の流れを示してみた。

一 延宝五年の幕府裁許状について

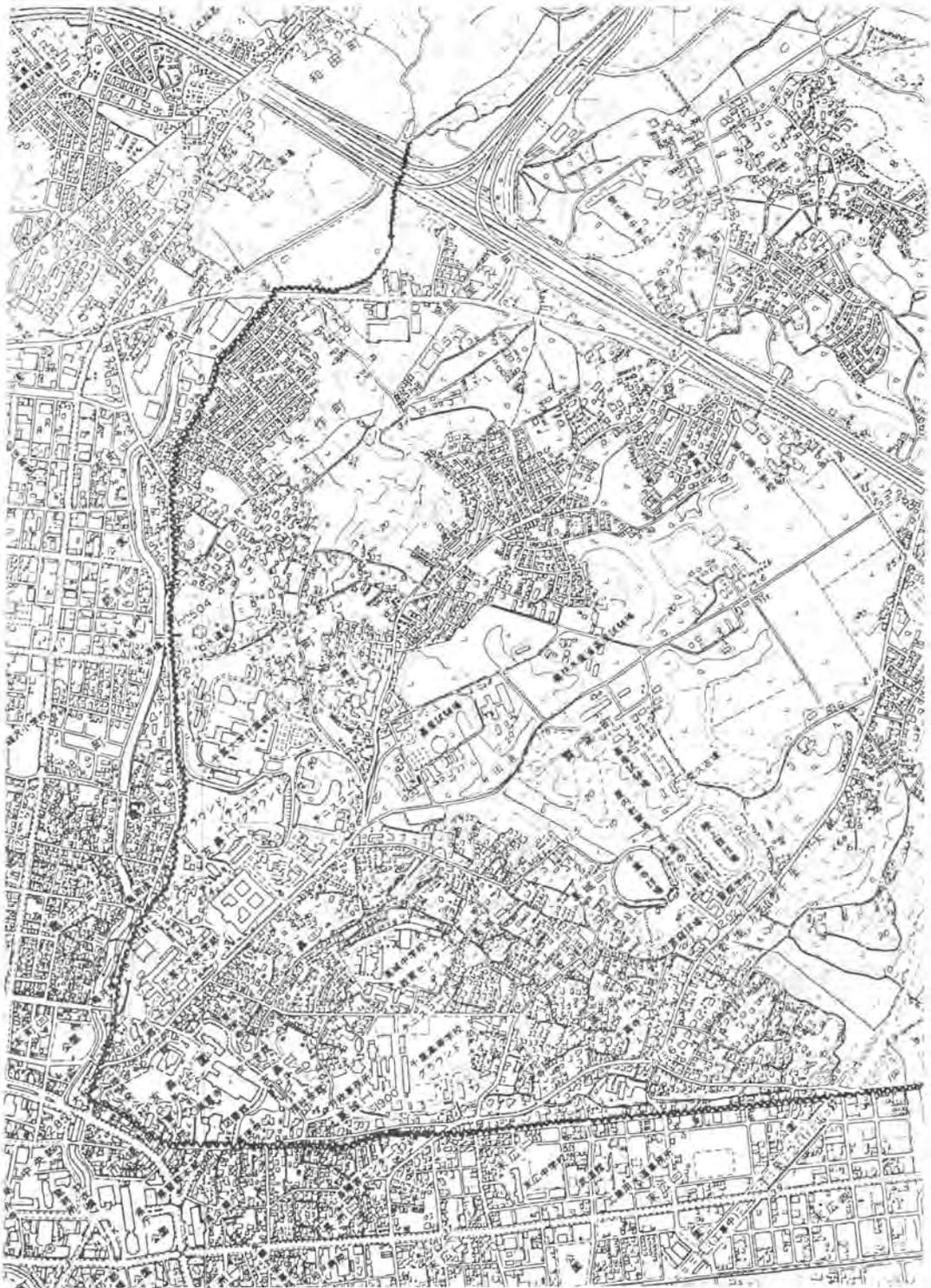
後述するように丹後堰の研究は早くから試みられていたようである。しかし、管見のかぎりでは、信用できる史料として一般の目にふれたのは『千葉市史 史料編2

近世』（昭和五二年三月発行）収録の延宝五年（一六

七七）九月一二日の幕府裁許状（三一七頁）と、その裏絵図（三一八〜三一九頁）であろう。このように、両者は一枚の裏表をなしている。それは、江戸時代における入会争論などの裁許状の一般的形態である。

（右の市史に収録の絵図は、同解説にも断っているように原本に破損部分があるので、写しを利用してある。原本、写とも池「後述」の部分に「川崎」とあり、池が「川崎溜池」であることを示している「第2図参照」）。さて、延宝五年の裁許状は本誌一七頁に再掲出してみよう。ここにはその大要をわかりやすく記してみよう。

下総国寒川村・千葉村・千葉寺村（三か村）と同国長峰村の訴論を糺明したところ次のようである。寒川村・千葉村・千葉寺村が六〇余年以前に仕立てた「用水之溜池」の「水怒候節」（水が溢れた時）、池のまわりの長峰村などの田畑が損亡になる。それゆえ、地代として千葉寺村の田畑を長峰などの村々へ相渡したことは紛れがな



第1図 丹後堀川水の流れ(~~~~印 但し推定箇所も含む)。千葉市都市基本図昭和55年編集

い。しかるに、このたび長峰村が右の「損亡」の地を新田として開発しているとのことである。長峰村は「最前」(さきほど)地代を請取ったのであるから、長峰村の者は非分(よくないこと)である。右の新田はこれ(他村の田畑のことか)を荒らすことになる。今後、長峰村の田地の境道を限り(限界として)、溜池の廻りへ、いっさい入ってはならない(開発行為をしてはならない)。ただし寒川村、千葉村、千葉寺村も溜池の廻りを新発(新田開発)してはならない。後鑑として絵図面の境目に墨筋を引き、それぞれ印判を加え、双方へ下し置くから、この旨を必ず守るようにせよ。

延宝五丁巳年九月十二日

末尾の署名は次のようになっている。岡 角左[㊦](岡部覚左衛門 勘定奉行)、甲斐喜右[㊦](甲斐庄喜右衛門 勘定奉行)、徳 五兵[㊦](徳山五兵衛 勘定奉行)、杉内蔵[㊦](杉浦内蔵允 勘定奉行)、宮 若挾[㊦](宮城重成 町奉行)、嶋 出雲[㊦](島田忠政 町奉行)、太撰津[㊦](太田資次 寺社奉行)、板 石見[㊦](板倉重種 寺社奉行)、小 山城[㊦](小笠原長頼 寺社奉行)

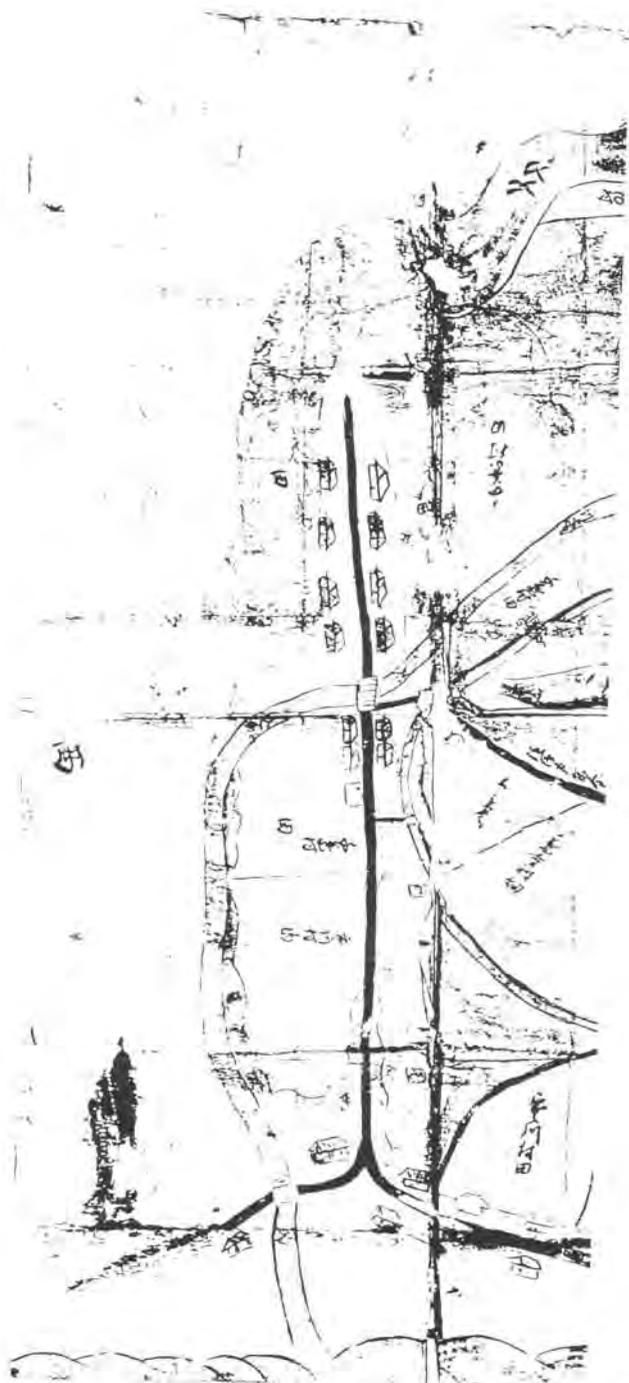
右の要約から次の事柄を確認できる。すなわち、延宝五年から六〇余年前、すなわち慶長末年(慶長一八年、

同一九年ごろのことか。一六一三(四年)ごろから元和期(元和元年は一六一五年)までの時期に完成した用水の溜池(川崎溜池)の水が溢れて、長峰村の田畑が損亡した。そのため千葉寺村の田畑を長峰村などの村々(不明)へ、地代として渡したのである(この時期は不明)。ところが、長峰村が損亡の土地を新田として開発したため、寒川・千葉・千葉寺の三か村が訴えたのである。幕府は長峰村の開発を禁じている。同時に右の三か村の開発も禁じると。

右の争論は、幕府の新田政策——開発至上主義——が大きな転換期を迎え、有名な「山川掟」(徳川禁令考四〇二二号)が出された寛文六年(一六六六)から一一年後の延宝五年であったという点からも興味ある事例である。周知のように「山川掟」の発令は、原野の開発が進んで、その周辺の本田畑に影響を与え、種々問題化してきたことを物語っている。しかし、それは同時に新田開発が進行する傾向にあることを示すものでもある。この川崎溜池周辺の新田開発一件も、そのような角度から取りあげ、検討する必要がある。しかし、ここでは、何よりも延宝五年から六〇余年前に仕立てたという「用水之溜池」の記述に注目して述べてゆきたい。なぜなら、こ



新田開発訴訟につき幕府裁許状裏絵図 [原本] (延宝5年) 坊谷津町内会所蔵



第2図 川崎溜池の廻

(川崎溜池の廻新田開発訴訟につき裁許状)

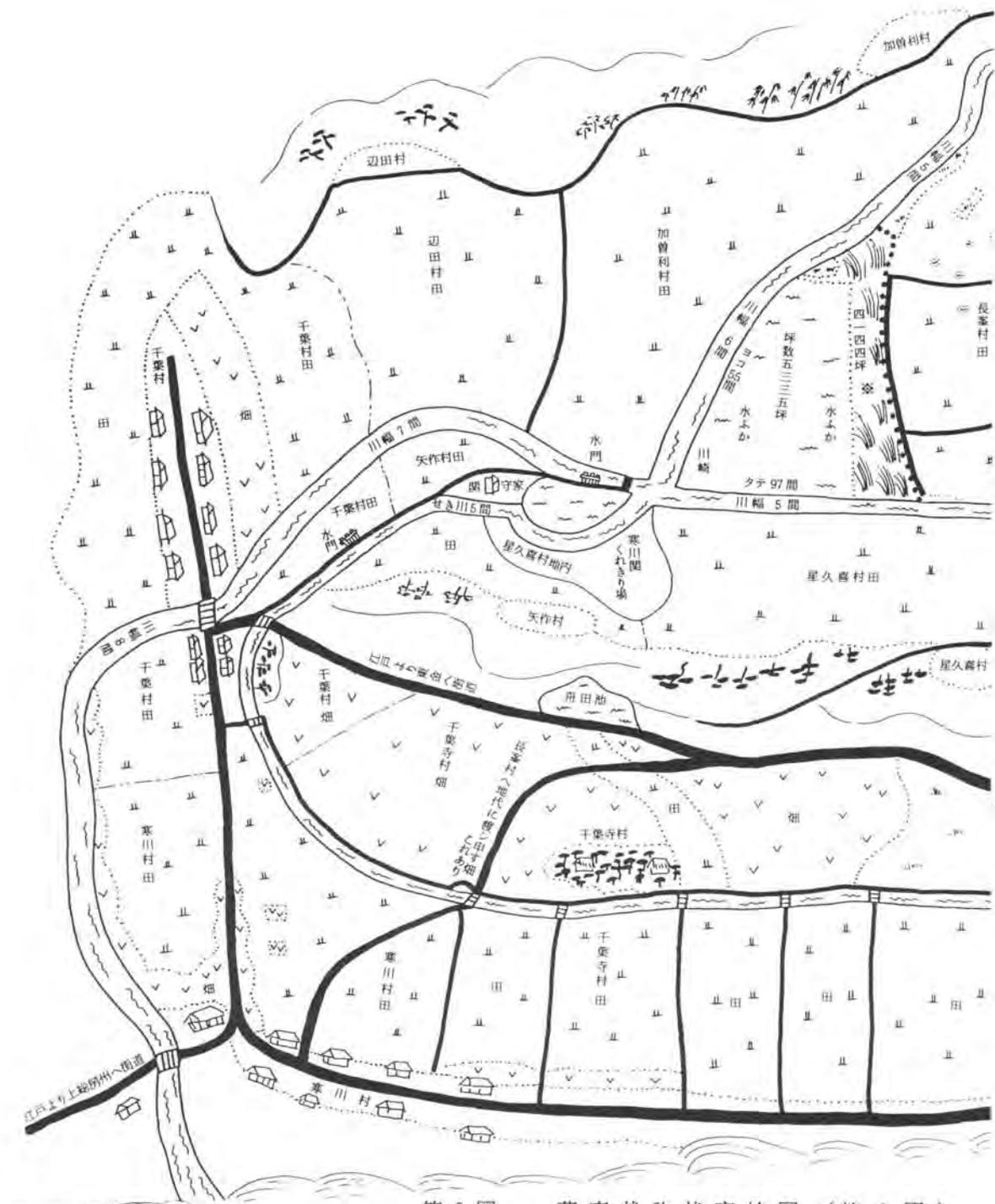
下総国寒川村千葉村千葉寺村と同国長峯村訴訟之事令札明之
 処寒川村千葉村千葉寺村六拾余年以前仕立候用水之溜池水怒
 候節池之廻ニ有之長峯村等之田畑損亡ニ付而為其地代千葉寺
 村之田畑長峯等之村々江相渡之義無紛然処今度長峯村より右
 損亡之地新田ニ致開発之由最前地代請取之上は長峯村之者非
 分之条右之新田可荒之向後長峯村之田地境道を限り溜池之廻
 江一切不可入但寒川村千葉村千葉寺村よりも溜池之廻新発不

可致之 為後鑑絵図之面境面引墨筋各加印判双方江下置之間
 此旨相守不可違失者也

延宝五丁巳年九月十二日

岡	角左	嶋	出雲
甲斐喜右	太	撰津	印
徳	五兵	板	石見
杉	内蔵	小	山城
宮	若挾		

(史料は一段組)



第3図 幕府裁許状裏絵図 (第2図)

の文言こそ、いわゆる丹後堰成立の謎を解く一つの大きなカギとなるからである。

この「用水之溜池」の「溜池」とは、既述したように裁許絵図のその箇所に「川崎」と記してあるから、間違ひなく、川崎溜池のことであろう。しかし、「用水」とは何を指すのか。第一の推定は、いわゆる丹後堰用水の用水を指すということである。そうすれば「丹後堰用水の川崎溜池」となる。第二の推定は、「用水」を単に、「溜池」の修飾語とみることである。そうすれば「用水の川崎溜池」となり、川崎溜池こそ丹後堰そのもの、あるいは丹後堰の大きな部分となることになる。

第一の推定は丹後堰についての、現在にいたるまでの大方の見方に通ずる。しかし、第二の推定も可能である。特に、前掲の絵図(第2図)、およびその略図(第3図)を見ると、川崎溜池——争論の場所であるから当然のことではあるが——の位置と大きさがわかる。図示してあるように同溜池は延宝五年(一六七七)段階で、「水ふか」部分は五三三五坪(たて九七間、よこ五五間)である。そして、その東側に密接していて、一見しただけでは川崎溜池の一部であるかのように錯覚する荒地部分(史料でいう「損亡」の土地であろう)は、「佐倉領」

(佐倉藩領)七九四坪、「御領所」(天領)一九〇五坪、「残而」一四四五坪「水ふか」である。それゆえ、荒地部分(「損亡」の土地であろう。前述)は計四一四四坪であり、このうちの「水ふか」を残した部分の、ある箇所を長峰村が開発しはじめたのであろう。

※開発を計画したともたれないことはない。

右にみたように、慶長末か元和初期ごろの建設の川崎溜池は、結果的には長峰村(その他)の一部が「損亡」するのを承知で、推しすすめられたのである。その代償として、その確実な時期は不明であるが、千葉寺村の田畑が長峰村(他村へも及ぶものかは不明である)へ渡されたのである。これは川崎溜池建設の重要性を示すものではあるまいか(熊沢蕃山は『大学或問』(『日本思想大系』30)のなかで溜池の重要さを説いている。今後の調査課題としたい)。むろん、千葉寺村へは、その代償として寒川村・千葉村側からは何らかの支払いがなされたのであろう。だからこそ、延宝五年一件では、寒川村、千葉村、千葉寺村が一致して長峰村を訴えたのである。それは、当時(延宝時)、あるいは川崎溜池の建設時から、右の三か村が用水の主たる利用村であったことを物語るものであろう。

しかしながら、前掲の第2図・第3図をみればわかるように、川崎溜池のすぐ左下(西南側)に小規模な用水溜(推定)がある。そして、それに付属する「関守家」、「水門」がある。また、その用水溜から約五間(九メートル)幅の川をへだてた「星久喜村地内」の土地には「くれ切り場」(材木置場、作業場)、「寒川関」がある。

これらの記述部分をみるかぎりでは、この用水溜(推定。既述)を丹後堰とみる見解も生じてこよう。特に「寒川関」の記述には留意する必要がある(後述のように、

この記述は後に布施丹後(寒川村||三川村)登場の有力な手がかりとなるようである)。しかし、この「用水溜」を丹後堰と断定する確実なデータはない。それゆえ、川崎溜池の規模の大きさと、それを完成するさいの田畑の犠牲などを考えると、川崎溜池と用水溜とがセットされて、いわゆる丹後堰になったとの推定も成り立つ。強いて言えば、それは既述の第二の推定に近いものである。

ところで、長峰村は訴訟の延宝五年(一六七七)に幕領部分に検地があり、幕領部分が二〇〇石増え、幕領(一〇〇〇石)と佐倉藩領(二〇〇石と推定できる)の二給支配であった。そして延宝七年(一六七九)、幕領部分の一〇〇〇石も佐倉藩領となった。それゆえ、長峰

村はすべて佐倉藩領となるが、今まで幕領部分の右の一〇〇〇石分は村名を坂尾(さんご)村と名称を変える。すなわち、同年から坂尾村(一〇〇〇石余)、長峰村(二〇〇石)となり、いずれも佐倉藩領となる(天明元年「千葉郡坂尾村差出帳」、前掲『千葉市史 史料編2 近世』収録)。

二 延享三年「下総国千葉郡寒川村 指出帳」、その他について

いわゆる丹後堰についての史料として、近世の場合、前述の延宝五年一件以外には、延享三年(一七四六)の「下総国千葉郡寒川村指出帳」(前掲『千葉市史 史料編2 近世』収録)の次のような記述をあげることができ(同年は、堀田正俊系の堀田正亮が佐倉藩主となり、いわゆる後期堀田佐倉藩が成立した年である。それゆえ、同年、佐倉藩領各村で差出帳類を作成している)。

一 用水堤堰元より水末迄式千五拾八間、年々郷ざらへ人足、水下村々より仕候、及大破候節は殿様より被遊被下候、普請之節は御奉行衆御越被成候、人足之儀は御合領被 仰付御普請被遊来候

これは、いわゆる丹後堰から寒川村(海にいたる)ま

での水路が二〇五八間(三・七四六キロメートル)あり、それを「水下村々」が川除け(掃除)することなどを示す貴重な記述である。この記述と先述の延宝五年の裁許状以外に、近世においての丹後堰についての史料は現存しない。しかし、近代の明治十九年(一八八六)と明治二五年には丹後堰の史料があったようである。昭和二八年(一九五三)年発行の『千葉市誌』(三一四頁)によると、次のようである。

丹後堰の維持と灌漑水分配はいかに行なわれたか不明であるが、水元に水番一名をおき、補繕の任に当り、その賄いとして水元附属地の収穫をもって当た^(おこ)。この場所は千城村(の星久喜「引用者。以下同じ」)・(千葉町の)寒川・(千葉町の)千葉寺入会で、宅地一反四畝一九歩・田五町四畝一六歩・畑六畝四歩・山林一町八反一畝二七歩・原野一町五反六畝一三歩、計八町六反三畝一九歩である。明治十九年の寒川村・千葉寺村・千葉町の「交換契約等」によれば 一、平水路淺之節は一ケ年に付相当人夫一五人宛千葉町より助合致すべき筈。一、非常旱魃その他の事故これある度、渡方致し候節は一ケ年十人宛相当の増助合致すべき筈。一、寒川千葉寺両村に於て年々水路に関する一切の費用は従前の通り千葉町より一切助合致さざる事。一、千葉町亀岡水田に水引致し候事は、従前の通り、竹樋

を以て引入申、尤も捨水等は致さざる様注意致すべき事。

明治二五年、千葉町藤原治郎吉氏は、千葉町役場に、堰元の地面より生ずる収益を以て、用水路は勿論水路に属する土木工事等、年限を定めて百般担当致度、と申出で、藤原氏の担当となった。明治二五年度から二九年度迄の五ケ年間の収穫は、全部藤原氏が取得し、三〇年度から三四年度までは、豊凶にかゝらず、毎年、五俵宛、五ケ年間、寒川・千葉寺に納入し、入会地所、用水引用方、土木工事、すべては藤原次郎吉氏の専行となった。後に藤原氏が岡田氏に譲渡した。又、寒川・千葉寺への納入米五俵は、五ケ年間、布施丹後の遺族に救米として贈られた。

右の引用(読点をいれたところがある)から、明治一九年の「交換契約等」、明治二五年の藤原治郎吉氏の千葉町役場への申出などの記録が存在したことがわかる。

しかし、史料の所蔵者名などがはっきりしないし、史料部分がどこまでであるのか、はっきりしないところも多い。また、その内容も用水路の維持についてが主体であり、丹後堰の実体に迫りうるものではない。後述するところであるが、明治二九年(一八九六)に「布施丹後君

遺徳之碑」が建立されているので、明治二〇年代の丹後堰の記録については、『千葉市誌』発行の昭和二八年段階では、もう少し、それらの事情も勘案して史料調査をしてほしかったと思う。

三 上総国市原郡の草刈堰との違いについて

このようにみてゆくと、丹後堰についての史料は非常に少ないと言ってよい。それゆえ、その実体ははっきりしないところが多い。たしかに、用水路の長さや、その位置、および溜池の規模などについては、ある程度わかるが、堰そのものの普請・運営については、ほとんどわからないと言ってよい(明治一五年に参謀本部陸軍部測量局が作成した二万分の一の地図「千葉町」を見ても既述の、川崎溜池や用水溜を見ることはできない)。それは、丹後堰から北方へ約八キロはなれた草刈堰(現千葉県市原市草刈)の場合と大きく異なると言ってよい。すなわち、草刈堰については、『千葉市史 史料編3 近世』(昭和五五年発行)に貴重な史料が数多く収録されている。また、稲作生産が奨励された昭和二十年代ごろまで、同堰の維持・管理の資料や、それについての新聞記事な

どもあり、草刈堰が長い間、作動してきたことを示している。草刈堰は、村田川の流れを上総国市原郡草刈村地先で、せき留め、その水を灌漑用水として利用するために元和八年(一六二二)に建設されたものである(草刈堰については右の市史のほか、拙稿「上総国市原郡草刈堰の竣工・維持・管理と豪農の登場について」『国際商科大学論叢』二四号、昭和五六年。同「草刈堰と豪農」〔川村優編『論集 房総史研究』所収、名著出版、昭和五七年)がある)。草刈堰は上総国市原郡菊間村・八幡村・五所村・古市場村・高嶋村(以上、寛永期は旗本領)と、下総国千葉郡村田村・浜野村・椎名村(以上、生実藩領)の村々のために作られたもので、同堰についての史料、伝承類の多いこともあって、その研究も盛んであった。それによって草刈堰の実体がかなりわかってきたのである。たとえば、いわゆる寛永の地方直しによって寛永一〇年から、同堰のある草刈村の新領主になった旗本黒川与兵衛が、同村(五〇〇石)の年貢徴収にあたり、新法をもって臨んだ一件などをあげることができる。黒川与兵衛は同村の村高から、堰場土取り分二六〇石余(年貢は二六〇俵余か)を、年貢対象地から差引く(控除する)という従来の慣行を認めなかったのである。こ



草刈堰(昭和40年代)

それは草刈村にとつては大きな負担増となるから、同村は堰場(堰普請)をしないと云って抵抗する。それによつて困るのは

前記の草刈堰利用の八か村である。それゆえ、右の八か村惣百姓(名主)が幕府に訴え出たのである。この一件は八か村側の主張が通つて、草刈村への年貢増徴は中止され、新領主黒川の意図は挫折する。この時の訴状には草刈堰が、元和八年(一六二二)に幕府代官高室金兵衛の「御見立」によつて完成したことや、毎年の具体的な堰設定にふれている。その後の史料からも年々、草刈堰普請(工事)が行なわれていることがわかる。既述したように草刈堰は、川の流れを一定期間、せき留めた正式の堰なのである。

それに対して、いわゆる丹後堰は、しつかりした溜池を造るか、あるいは溜池を補修し、それに水が流れこむような堤(あるいは小規模な堰)を造つたものではないのか。ここでいう堤とは、本格的な堰ではないが、ある程度の水の流れを停滞させ、それを溜池に貯えて用水に利用するものと考えてよい。むろん、溜池に湧水点があつたのであろう。堤と堰との差は、塚本学氏が、徳川時代の諸農書、たとえば『憐民撫育法』(元禄期に西川六郎兵衛が書いたとされている。『近世地方経済史料』六、に収録)や『地方袖中録』(享保四年、小林寛利記。『同上』同、に収録)などから紹介されているように、それぞれ違いはあるが、本質的には大きな差はないのかもしれない(塚本「用水普請」(永原慶二他編『講座・日本技術の社会史』第六卷 日本評論社 昭和五八年))。しかし、草刈堰と丹後堰との場合は大きな違いがあつたのではあるまいか。すなわち前者の使う村田川と、後者の使う川とは規模が違ふのではあるまいか。むろん、後述するように丹後堰の働きの大きいことは言うまでもない。なお、草刈堰の建設功労者といわれる幕府代官高室金兵衛の顕彰碑(千葉市生実町 妙印寺跡)そのものは、碑文によるかぎり、文化十一年(一八一四)ごろ起案さ

れ、文政七年（一八二四）にその計画がスタートし、嘉永三年（一八五〇）に完成している。

四 いわゆる「丹後堰」の登場と多宝塔について

今日、丹後堰の第一のデータとして挙げられるのは、千葉寺町の千葉寺境内の墓地にある、いわゆる「新瀧記念塔」（あるいは「新瀧開鑿記念塔」）である。これは多宝塔（墓、第4図参照）で、次のように刻んである。

三界方涅槃石塔亦法塔、此塔師骨納 緘一切迷骨、仏法大師者、如生天賴哉、覺山待三會拜竜顔无疑、澎湃新瀧、御奉行以御意、慶長十八年正月十四日始、人足七千以余力、五月九日、大堤畢、池水如大海樋口流水漲湃、結城、千ハ寺、千ハ、辺田、矢作、以余水、今井、泉水、潺流新瀧、三川住人布施丹後之子、雅樂助、任御公旨、日夜、依辛苦、相定滝場、末世中絶時、誰人成俱、御再興奉願、三川住人布施雅樂助但子者五人、寛永二天乙丑十二月一日、常長覺山浄光一門、生天敬白、當山住持有山六十六記之

右の内容そのものについては、④服部清道「布施丹後守常長」（『房総郷土研究』昭和二十一年五月）、既述の⑤

『千葉市誌』（千葉市 昭和二八年）、⑥「布施丹後（常長）」（『千葉市に輝く人々』千葉市教育委員会 昭和四五年）が表現上の若干の違いはあれ、全文を載せ、解説を加えているので、ここでは問題点のみを述べることにする。

先ず、④、⑥、⑦とも、記念塔の建設を寛永二年（一六二五）ごろと断定しているが、これは今後の重要な検討事項である。この用水工事は慶長一八年（一六一三）一月から始まり、同年五月九日に完了したということから（後述）、それから一二年が過ぎたとはいえ、自分の功績と大工事の成果を高らかに誇っているのは信じ難い気がしないでもない。美麗に自分を飾る文言も気にかかると。また、「御奉行以御意」、「任御公旨」の文言なども気にかかる。たしかに、世人が言うように布施丹後が、この用水工事（「大堤」。後年の通称矢作堰）に果たした役割は大きかったのであろう。しかし、この記念塔の建



新瀧記念塔
千葉寺境内

設者は布施丹後自身ではなからう。一つの推定ではあるが、既述の延宝五年（一六七七）一件の裁許の後に、ある人々によって、この記念塔（多宝塔）が建てられたのではなからうか。既述したように、前掲の第2図・第3

図の川崎溜池の西南側にある用水溜のそばの「星久喜村地内」の土地には、「寒川閼」という記入がある。これは「三川村」（寒川村）の布施丹後の登場の暗示となつたのではなからうか。多宝塔という慶長一八年の大堤の建設開始とは、延宝五年（一六七七）一件の裁許状に六〇余年以前（慶長末期〜元和期）に仕立てた「用水之溜池」という文言と密接に関連するのではないのか、つまり、この一件が多宝塔の文言のヒントになったのではないのか。また、既述したように裁許状には右の六〇余年前の工事は、寒川・千葉・千葉寺の三か村によって行なわれたとある。これは三川村の布施丹後の登場とどのように関連するのか、今後の一つの研究課題であろう。むしろ、右の工事によって三川村（寒川村。多宝塔には結城とある。天正以前の呼び名であったといわれる）のける恩恵は大きかったのである。いつの時代までの用水の状況を書いたかは不明であるが、前述の⑧（『千葉市誌』）には次のようにある。しかし、この部分も後述の

「布施丹後君遺徳之碑」（明治二十九年。一八九六年）に拠つたものであろうが、一つの参考とならう（ただし、⑧は、工事完成年度については、右の遺徳之碑の説には従っていない。後述）。

丹後堰は都川の星久喜と矢作の中間、すなわち和田の西南方約六〇〇米の地点に、矢作堰を築いて、南縁沿いに分流せしめ、西流して猪鼻台の麓を廻って南流し、樋の口・長洲の東辺をぬき、弁才天・二反田・池尻・平柳の水田地帯をすぎ、大沼辺に至って南折し、今井・五田保（千葉寺村五田保のこと。引用者）の中間地点を経て海に注ぐ。その長さ約五軒半、幅九尺である。

このような解釈は、二〇年後、たとえば⑨「布施丹後（常長）」によると次のようになると思われるようである。しかし、後述するように、この筆者（⑨の執筆担当者）は、工事完成を寛永二年（一六二五）とし、工事年数を一三年間の大工事とみている。すなわち（川崎溜池の地点のとこでみると）都川は、辺田村・加曾利村の方角からの流れと、川戸村・仁戸名村・星久喜村を経て下る流れが一つになっている。この合流点に水門を作ることを考える。つまり、合流後の本流ではなく、川戸村・星久喜村の方向からの流れが都川に注ぐ地点に水門を設



(丹後堰) 現状と都川

取り入れた水をなめらかに目的の水田まで引くことである。途中で水がよどまないためには一定の落差が必要である。工事は、川戸村・星久喜村方面からの流れから水を引くための堰を作り、その水を都川に沿って矢作村を通過させることから始まった。現在の東金街道から分岐して、大網街道へ通ずる道路と都川の交叉する端の少し南方左側に、堰を通ってきた水を貯める。さらに、そこから、水位の違いを利用して千葉大学付属病院の下を通すようにしたと推定する。この貯水堤を通称、矢作堰と呼ぶ。溝は、さらに病院の下を通り猪鼻台の裾を迂回し

ける。その傍から水路を引き、水が必要な時には、この水門を閉める。そうすると、この星久喜村からの流れが、そのまま用水に流れこむのである。用水工事で大事な点は、

て、現千葉高校のある葛城台の下に到達する。寒川村、五田保村を経て、海へ注ぐ全長五キロ半が完成するには一三年の歳月がかかった。

このように◎は工事完成に要した日時を一三年とみる。これは、多宝塔のそばに明治二十九年(一八九六)に建てられた既述の「布施丹後君遺徳之碑」の文言(ⒶⒷⒸ参照)と同一見解である。この碑は、既述の多宝塔(記念塔)の「慶長十八年正月十四日始、人足七千以余力、五月八日、大堤畢」の文言から、そのように解釈したのである。つまり、右の「五月八日」を、多宝塔建立の寛永二年の、五月八日とみたのであるが、これは若干無理な解釈であろう。おそらく大工事、難工事ということあまりに考えすぎたためであろう。Ⓐ(服部清道氏 昭和十一年)、Ⓑ(『千葉市誌』 昭和二十八年)は、はっきりと、遺徳之碑の文言を批判し、慶長一八年竣工説をとっている。既述したように、多宝塔(記念塔)そのものの再検討が必要であるが、それはひとまずおいて、その文言を慶長一八年五月八日とみることは正しいと言える。大正一五年発行の『千葉県千葉郡誌』(千葉県千葉郡教育会)は遺徳之碑を圧縮したような文体で記述しているため、寛永二年竣工説をとっている。誤解がないよ

うに再言しておくが、多宝塔でいう、慶長一八年一月の竣工開始、同年五月の工事完成、寛永二年の同塔建立の事項などは今後検討の余地が大きいということである。(つまり、多宝塔に全面的には依拠できないということである)。なお、昭和四九年発行の『千葉市史 近世近代編』(いわゆる通史編)は、寛永二年完成説を打ち出している。

ところで布施丹後君遺徳之碑の建立は、明治八年(一八七五)以降から本格化する皇国地誌編纂、明治二〇年前後に進展する各町村の地誌取調書作成、そして明治二二年(一八八九)の町村制施行などの一つの産物であったと言えよう。今後、同碑建立をめぐる諸事情、すなわち、明治期に丹後堰と布施丹後がクローズアップされてくる状況などを探ることが必要であろう(寛文期、下総国海上・香取・匝瑳の三郡にまたがる椿海干拓について功績があったとされる僧鉄牛の頌徳碑〔現千葉県香取郡東庄町〕が建立されたのは明治三三年であった)。

むすびに代えて

いわゆる丹後堰について、ごく少ない史料から不十分な試論を行ってみた。すなわち、延宝五年(一六七七)

の幕府裁許状の検討によって慶長末期〜元和初期に川崎溜池が成立すること、そして布施丹後みずから寛永二年(一六二五)に建立したとされる、いわゆる新瀆記念塔(多宝塔)の再検討の必要性、明治期以降の、遺徳之碑建立の背景、諸著述の限界性などについて述べた。今後の丹後堰研究の必要性を痛感しつつ筆を擱くことにする(地理学的観点から執筆された斎藤正一郎氏の「丹後堰物語 その1」〜「同 その4」〔『カルチャー千葉』七号〜一〇号、昭和六〇年三月〜同六一年一〇月〕は参考になったところが多い。しかし、歴史学の観点から書かれたものではないので、今回は検討の対象から省かせていただいた)。

(付記)

小稿の作成にあたり、千葉市教育委員会の千葉市史編纂担当職員に種々ご協力をいただいた。お礼申しあげたい。むろん、本稿の論旨についての一切の責任は筆者にある。

(千葉市史編纂委員会編集員
東京国際大学教授)

やさしど 小食土の年中行事

吉原 勇

一月一日 若水汲み

若水とは、本年一番先に汲んで使う水のことである。若水はその家の主人が汲んでまず神前に供える。従って当主がまず起床して若水を汲み神前に供えなければ、正月は始まらないというしきたりである。

初詣

鎮守様への初詣はどここの村でも氏子の勤めである。小食土でも、お供餅とお賽銭を用意して御霊神社に初詣するのが元旦の風習である。この時天満天神と子安大明神にも初詣をする。

一月三日 さんがにち（三か日の意である）
元旦からこの日までを「さんがにち」という。

一月六日 お飾り納め

正月の神棚を飾ったお飾りを納める日である。

一月七日 七草

小食土付近では単に「ななくさ」といい、特別な行事

はない。よく七草粥を食べるといいうが、小食土には七草粥を食べるといいう風習はない。この日門松を納める。この納めた門松の先端を切り取って門松の立ててあった所に立てる（30cm位の高さ）。これは小正月（15日）に対しての備えと言われている。

一月七日 寺の年頭

この日お米二升を持って菩提寺に年始に行く日である。この時持参する米のことを「二升にしょうが米吹」という。

一月一〇日 備謝

新年になってはじめて村人が全員鎮守御霊神社前に集まり、参詣した後大きな的を作り弓でこの的を射る。うまく当れば本年は豊作と言われている。皆熱心に弓を引くものであった。その後で祝宴が始まる。言わば村人の会食の始めである。

一月一一日 蔵開き

土蔵を開けて我が家の繁栄を祈る。小食土では特別な

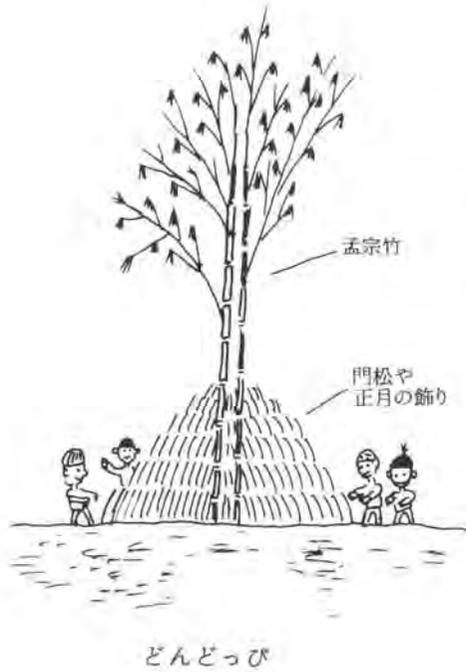
行事はなかったと記憶している。

一月一四日 きわた

五穀豊穡を祈念するため、雑木の枝を切ってきてこの枝に小さな餅の団子を作ってつける。そしてこの枝を神に供える。その昔農村で綿が貴重な産物であった時代に、この綿の豊作を祈願したところから「きわた」（木綿）と言った。繭が大きな収入源であった時は「なるき」と言ったらしい。

一月一五日 どんどっぴ

小正月に行なわれる子供主催の火祭りである。五穀豊穡、無病息災の祈りをこめて村中の正月飾りを集めて燃やす、農村独特の正月の神事である。



小食土ではこの行事は子供達の受持ちで、子供にとり年間で一番楽しい行事とされていた。

この日子供達は学校が終わると直に帰宅して集合し、年長の指示に基づいて数組に分かれ、組毎に大八車を借用し、指示された区分に従い戸毎に正月の飾りを集めて回る。

「どんどっぴ」をする場所は、当家の通称「野ごき場」と呼ばれている広場で、松林国雄氏宅の前方の田圃の真ん中にある三叉路である。

作り方は、まず太くて高い孟宗竹三〜四本を中心がっかりと立て、この孟宗竹を中心にしてその周囲に門松や正月飾りを積み込むのである。小食土全戸の正月飾りと門松であるからその数量たるや大変な量である。

この作業が終了する頃は、すでに暗くなってきた。



作業が完了すると年長者がこれに火を入れる。パチパチパチと燃え上がる火の勢い、パンパンパンと竹が焼けて弾けて鳴る大きな音、暗い夜空一パイに高く大きく映える赤く大きな炎、中空を赤く染めた沢山の火の粉。正に壮観である。

子供達は万才万才と叫びながらこの火の回りを回る。手をつなぎ肩をくみ、叫び歌う。正に興奮の坩堝である。この火に煙に手足体を当てれば、この一年怪我もなければ風邪もひかないと信じられていた。子供達は頬を真赤にしながらこの火にこの煙にまみれるのであった。

また、この火の中で焼いた餅を食べれば一年中無病息災であると言われ、皆食べたものである。隣村の池田にもこの「どんどっぴ」の風習があった。小食土と池田の子供達は、「どんどっぴ」の大きさ、豪快さ、火の勢いの強弱、竹の弾ける音の大きさ等について、それぞれ理想を練り、考を重ねてその華麗さを競ったものである。

ほっこつ

「どんどっぴ」の火勢もやがて劣えてその形が焼け落ちると、その中より孟宗竹の焼けていない部分を一本選び出し、子供達は全員でこの竹を肩に担ぎ、小食土の村内を戸毎に全戸訪問するのである。この時、予め自家の



ほっこつ

門松の一部を利用して作った「ほっこつ棒」を携帯し、この「ほっこつ棒」で担いだ竹を叩きながら、これまた昔から伝承されている「ほっこつ」の歌を歌いながら、賑やかに小食土の全戸訪問をするのであった。

ほっこつの歌

これもまた、今年一年豊年満作でありますようにという、農民の祈りがこめられた厳肅な行事であった。

ほっこつ ほっこつ ほうい ほうい

今年の年は目出たい年で

三貫錢をたすきにかけて

余に計れ 弧に計れ

ほっこつ ほっこつ ほうい ほうい

ほっこつ ほっこつ ほうい ほうい

今年の新年色黒で

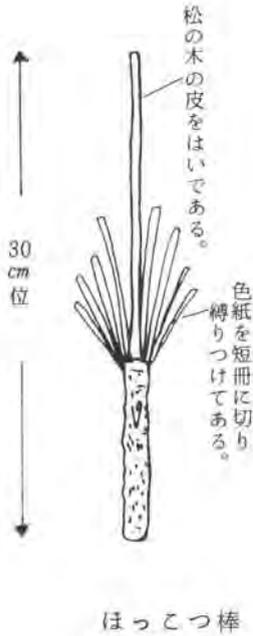
鍋のシッタと間違えた

余に計れ 弧に計れ

ほっこつ ほっこつ ほうい ほうい

このようにして、豊年満作を念じながら子供達が寒夜の中各戸廻りをすると、大部分の家ではこの子供達の来るのを待っていてくれて、温かく迎えそして祝儀おひねりをくれるのである。静かな農村の冬の夜、「ほっこつ ほっこつ ほうい ほうい」と歌う子供達の歌声と竹を叩く音が村中に響きわたり、その有様はただひたすらに豊年満作をのみ念ずる、農村の正月の夜の平和な一コマであった。なお、なかには「ウルサイ」と怒鳴って全然おひねりをくれない家もあった。子供達はこのような家に対しては、特別に大きな声で「ほっこつの歌」を歌い、一きわ力強く竹を叩きながら廻ったのを覚えている。無理解な大人へのせめてもの少年達のレジスタンスであったのであろう。

この各戸廻りが終わると、予め定められていた当番の家が集まり、頂戴したおひねりでお菓子類を沢山買い、



全員でこれを食べながら「どんどっぴ」の話、池田村との比較、「ほっこつ」の話等に打ち興じ一夜を楽しく過ごすのであった。またその年の四月に小学校に入学する子供は、この日この席で、小食土子供中に仲間入りするのが古くからのしきたりとなっていた。

この「どんどっぴ」と「ほっこつ」は、小食土の子供達の楽しい年中行事であり、正月の遊びとして最高・最大のものであった。そして他村の子供達から羨しがられるものであり、小食土の自慢の一つでもあった。

この意義ある珍しく楽しい農村の行事も今は既に姿を消している（昭和初期までおこなわれた）。残念に思うがこれも世の移り変わりというものか。

一月一六日 やぶいり

嫁や奉公人が、婚家や主家より休暇をもらって実家に帰る日である。

二月四日 節分

立春の前日、大寒の末日、邪気の侵入を防ぐために豆撒きを行なう。戸毎に母屋の入口に大豆ガラ（大豆を取り去った残りの木）とひいらぎの枝を柱に縛り、鯛の頭をその枝先に刺しその上から竹棹に吊した篩をかける。これが節分の準備というか、節分を迎える作法である。

当日は、まず大豆を煎って枅に入れて神前に供え、その枅を下げてから神前をはじめとして、各部屋毎に「福は内、福は内、鬼は外、鬼は外」と豆を撒きながら大きな声で邪気を払う。この日になると各戸から、「福は内、福は内、鬼は外、鬼は外」という大きな声が聞こえてくる。これは当主の役割となっている。

二月八日 ちゃわび

子供の病気除けの行事をする日となっている。

二月 初午

これは毎年二月の最初の午の日を、稲荷の縁日として祝うことになっている。また、小食土ではこの日にこの一年の役員の選出交替・村費用の積算と負担法の決定、その他、村行事についても協議決定を行なった。

三月三日 雛祭り

女の子の節句。通称「せつく」という。長女が誕生すると、嫁の生家よりお雛様がお祝いとして届けられる。

当日はこのお雛様を飾り、親類・縁者・近隣等を招待して、祝宴をはるのを習わしとしていた。次女からは簡素化されるのが通例とされていた。この席で「爺さま」「婆さま」というこの子の輔役が決められるのが通例とされていた。

三月十五日 たなばらえ

今年使用する種籾の発芽促進を計るため、数日池水に浸すのであるが、このために使用する池を清掃して浄める行事をいう。農民にとっては大切な行事とされていた。

三月二〇日 彼岸

彼岸は七日間でその初日を「彼岸の入り」という。各家庭では彼岸の入りの前日までに自家の祖先の墓場を清掃し、彼岸に入ると一家揃って先祖の墓に詣でる。この時、団子を供える。大体この時期になると、暖かい場所には通称「もちぐさ」と言われる蓬よもぎの芽が出ている。この芽を採り、餅に搗きこんで草団子を作って墓前に供えた。彼岸七日間の真中の日を「彼岸の中日」と言う。

四月 春祭り

小食土の春祭りは特別な行事はない。御霊神社の鳥居前に幟がたてられるだけである。各家庭ではご馳走を作り来客に備える。他家に嫁いだ娘達は、この日子供達を連れて大挙して生家に泊まりがけでくるのが習わしである。各家では、嫁がせた娘が孫達を連れて泊まりにくるのを楽しみにしていたものである。

五月五日 端午の節句

男の子の節句である。どの家でも長男が誕生すると盛

大なお祝いをする。まず、嫁の生家より祝の人形雛と鯉幟が届けられる。この時の雛人形の形は、金の鶏が弓の先端に止っている神武天皇を中心として、鉞を担いだ金太郎、または昇鯉等元気のいいものばかりである。

庭の中央に高い杉の丸太を立て、ここにお祝いとして贈られた鯉幟を泳がせる。六〜七m位の大きな真鯉・緋鯉が折からの春風に乗って翩翻と中空を泳ぐ様は、実に男らしく雄大な眺めである。

また、この日大凧を上げる風習もあった。近所の若者が、揃いの法被を着て酒肴を持ちこれを振舞いながら、元氣よく賑やかに凧を上げるのである。この凧も、何〇枚と称する（凧を作るのに要した美濃紙の数で凧の大きさを表わしたもの）障子三枚位の大きさと、五〜六人の若者の力を結集しなければ上げられないものもある。中空に上った凧の勢いは、若者二〜三人では引きづられてしまう程である。兎も角、勇壮な祝いであり遊びである。節句を祝う家では、その数日前から近隣の人達が集り、男は餅搗き・飾りの準備・凧上げの準備、女は豆腐作りから各種煮物作り等ご馳走の準備に明け暮れる。

祝いの当日は、節句の子供を正座につけ、親元と呼ばれる嫁の生家の人がこれに続き、その宴はなかなか盛大

である。さらに、この祝宴を見に集まった子供達をはじめ多くの人々に対して、赤飯のおにぎりやぼた餅が半切りと言われる入れ物に山と盛られて配られる。祝宴に出席している人以外の人にも喜びを、お裾分けをするのである。

六月一五日 むぎり一五日

新麦の収穫を祝う祭りである。新しい小麦で作った小麦粉で、うどんを打って食べるのが習わしとなっていた。

六月二五日 さなぶり

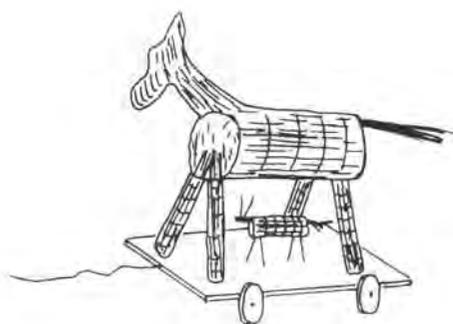
田植が終わると、田植が終わったという意味と慰労をかねて、ご馳走を作って家庭で祝うことになっていた。また、田植を手伝ってくれた人達を、招待して一緒に祝うこともあった。

七月七日 たなばた（七夕）

今年出た竹（シンコという）を切り、この竹に各種色紙を短冊型に切り、色々な事または自分の願いを書いて吊す。たなばたの朝は特別に早く起き、畑に行って里芋の葉に溜った露を集めてきて、硯に入れ墨をすって書くのが風習である。

ぢゃやぢゃや

七夕の前になると必ず菰で作った馬（高さ三〇cm位）と牛（高さ三〇cm位）を売りにくる。子供達はこの馬と牛を



ちゃやじゃや

買ってもらい、手製の木製台車に乗せて飾り、七夕の朝は早く起きて道草を刈り、この馬牛前に供える。思うに農耕に従事してくれる馬牛に、感謝の意を表わしたのではないだろうか。

七月一日 しょうりょうぶしん

精霊普請と書くのだと思う。お盆を迎える準備としてお墓とお墓に行く道の清掃を行なうことである。小食土では、村内一斉に行き出て行なうが、墓に上る坂道だけはその年に新盆を迎える家だけで行なうしきたりとされていた。別名「寺なぎ」ともいう。

七月十五日

六月一五日の「むぎり一五日」と同意であるが、新暦で行なうか旧暦によるかの違いで、それはその土地の風習によるものである。

七月二〇日 稲虫とり

この日学校は一斉に暑中休暇に入る。土気小学校では七月二〇日に全校稲虫とりという行事を行なうことになっていた。それは各地区（大字）毎に実施された。

子供達は口の小さい小壘を探し出し、この中に石油を少量入れて持ち、他に五〇cm位の竹の棒を持って集合する。年長の指示により小食土の耕地に作られた苗代（稲の種を蒔いてある田）に入り、竹の棒を使って稲についている虫を取り小壘に入れる。終了時にどんな虫がいたか、どんな虫が多かったか等を報告するのである。

この行事を通して、稲作の大切さ・害虫を採る必要性・害虫の種類等を学べるのであった。

土用丑の日

暑さに対する対応力を養う目的で、精のつくものを食べようという習慣である。通常土用丑の日は鰻を食べるというが、往時の農村で鰻を買って食べる人はいない。自分達で獲ってきて食べるのである。往時は川・沼には鯉・鮒・鰻・鯰・泥鰌等がたくさん棲息していたので、

これらも獲って食べたものである。一番良く食べたのは泥鰌であった。農作業が集中する夏期は疲労も激しいので、これに対し蛋白質の補給を必要とした為の行事であり、必要から生まれた農村の健康法であったのであろう。

七月二日 にいばし

この日は「すすき」使用解禁の日と言われている。この日「すすき」をとり、その軸（茎の太いところ）で箸を作り赤飯にそえて神に供える。そして家族も「すすき」の箸で赤飯を食べるのである。当時の「すすき」はまづ屋根を葺くのに欠くことの出来ない材料であり、牛馬の飼料としても必要であったので、その使用には成育と見合わせて使用制限があり、またそれだけ重要視されていたものであろう。

八月一日 釜かまの蓋かたの朔ついたち

地獄の釜の蓋が開く日と言われ、精霊の旅立つ日とされていた。この日は家々でなにか一品「品変わり」と称して平素と異なった料理を作り、霊に供え家族もこれを食べる習わしがあった。

土用普請

農道・農業用水路等の清掃修理を村人全員で実施する。

九月一二日 御難ごなんの牡丹餅ぼたんもち

日蓮上人が、滝の口での災難（処刑されること）を避けられたことを記念して、ぼたもちを作って仏壇に供え、家族一同で食べて日蓮上人の運を喜ぶとともに、幸運にあやかろうとしたもの。

九月十五日 主人の月見

旧暦の八月一五日の満月を祭る。なぜ主人の月見というのか詳かでない。

一〇月一九日 秋祭り

豊年満作を祝う秋の鎮守様のお祭りである。祭りはその前日を「よいまち」、その翌日を「あがりまち」とい、前後を含めて三日間が秋祭りである。

小食土の秋祭りの庄巻は、お神楽奉納（獅子舞と囃子方）と獅子連中が行なう芝居である。

「よいまち」になると、小食土から他村に嫁入りしている人々がその子供達を連れて泊りに来る。また親類の人達も泊りがけで小食土にやってくる。これを小食土では「まちど」といい、各戸では「まちど」の多いのを喜んだものである。

獅子舞と囃子

小食土には獅子が二つある。雌と雄であると聞かされている。獅子舞は二人で舞う。獅子頭を持って舞う人を「まえあし」といい、その後について尾の方の役をする人を「うしろあし」という。この二人の呼吸がピッタリしないと、上手い舞は出来ないとされている。

獅子舞には、平獅子・四ツ足・玉釣り等がある。



獅子舞

囃子方は、横笛・鼓・太鼓・大皮おおか・鉦かねの五種類から成っている。この獅子舞も囃子もマニュアルもなければ楽譜もない、完全なる代々口伝による伝承である。

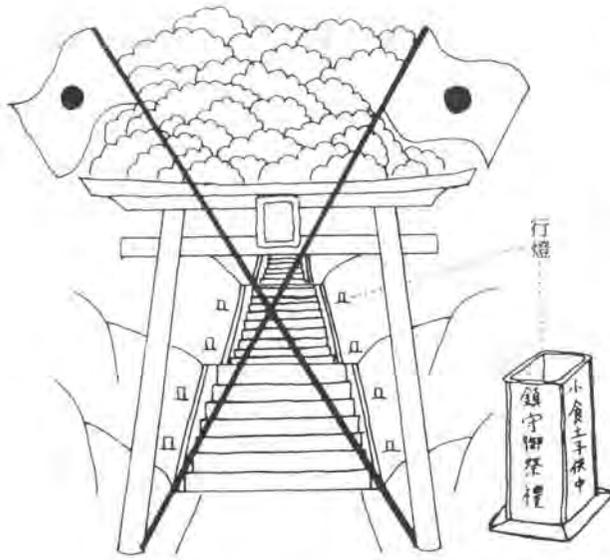
いつの時代から小食土に獅子舞が、囃子方が誕生したのか不明であるが、古老の言い伝えによると松之郷（東金市松之郷）が親獅子であると言われている。小食土の獅子連囃子の中に「東金囃」というのがある。この曲目は、東金市に伝わる無形文化財に指定されている有名な曲譜である。この点から考えても、東金の松之郷から伝えられたというのも頷けなくはない。なお、親獅子とは獅子舞の無い処に獅子舞を指導し、定着させた獅子連をいう。言わば、小食土獅子連の親元である。

小食土では古くから獅子舞及び囃子方の後継者養成については熱心であった。小学生の中から獅子舞・笛・太鼓・鼓とそれぞれ適任者を選び、それぞれの名人上手が後継者の養成にあたった。秋祭りが近づくに練習も一段と白熱化し、活気に溢れ、毎日毎晩夕食がすむと常泰寺に集まり、熱心な練習が行なわれたものであり、またこの練習の音が村人にはなにも増して、心地よいものとして響いていたものである。

よいまち（祭りの前日）

村方が集まり御霊神社鳥居前に幟を立てる。これを小食土では幟立という。小食土の幟は何故か日の丸である。御霊神社の境内には大きな能舞台に似た建物（神楽堂と呼ぶ）がある。この建物は獅子を舞うためにあるのか、能舞台なのかは判然としないが、能についての話は聞かないので獅子舞のためのものと思料される。

祭礼の準備としては、この舞台を飾り、囃子方の場所を作るのが大きな仕事である。また、「はな台」と言うものを作る。「はな台」とはご芳志受付所であり、正面



御霊神社（実際とは一部異なります）

石段を昇りきった境内右側に設置する。子供達は村中から借り集めた藁（わら）を舞台の前庭に敷き、観衆のためのいわば観覧席を作るのが仕事である。また、この御霊神社の高い石段を明るくするために、子供達は上図の様な行燈を作り、石段の途中に設置して足元を照らすのである。この行燈にはローソクを使用しているので、子供達は時々見回ることが義務づけられていた。大人から子供まで一村をあげて秋祭りの準備をし、お祝いをして行く姿は、実にほほえましい情景である。

ほんまち

神主を迎えた村の役持ちは、獅子連と共に御霊神社本殿前に集合し、神主の祝詞奏上に続き神楽を奉納し、小食土の安全と五穀豊穡を祈願するのである。

この時のお神楽は、平獅子が囃子方によって奉納される。この奉納平獅子の舞手になること、囃子方にも選ばれることが小食土獅子連中としての名誉であり、皆これを目標にして頑張って練習するのであった。

夕刻各家庭では、それぞれまちどを迎えて酒宴が始まっております。ご馳走も終わる頃御霊神社より太鼓が打ち出されてくる。この太鼓を合図に村中の人が御霊神社本殿の前、子供達が作った観覧席へと集まってくるのである。

行燈で明るく照らされた石段を昇りつめた処に「はな台」があり、獅子連の役持ちが控えている。当夜御霊神社に集まった人は、皆この「はな台」の役持ちにそれぞれの気持ちをこめたご芳志を呈する習わしがあった。このご芳志は「はな」と呼んでいた。村内の氏子はもちろん、まちども全員がこの「はな」をかけるのである。この「はな」はやがて芝居の中幕を利用して皆さんに披露されるしきたりとなっていた。なお、披露にあたってはご芳志を倍にして読み上げ、発表するのが例であった。

いよいよ、当日の呼び物である小食土獅子連による芝居が始まる。芝居と言っても通年一定のものはない。いわゆる田舎芝居である。この脚本及び演出は山田床屋（大網白里町駒込・山田理髪店の先代）の専売特許であった。小食土獅子連の先生も全部山田床屋であった。彼は非常に熱心で、獅子連に泊り込みで指導にあたり、芝居は彼の独壇場であった。芝居そのもののスジとか、芝居演技の巧拙もさることながら、どこの誰それがなにをどう演じたかが、話題の中心というか興味である。平素の性格と役どころとのギャップが村人達にはたまらない面白味であり、親近感に溢れた楽しい芝居見物であったのである。この親近感の横溢したお芝居は例年なかなかの

好評で、夜の更けるのを忘れさせる程の盛況であった。

このお神楽の獅子舞と囃子方を担当する集まりを小食土獅子連という。高等小学校を卒業するとこの仲間に入ることになっていた。これを仲間入りと呼び、「○○君は今度仲間入りをしたのか」と言われると、ようやく大人の仲間入りをしたのかと実感したものであった。この獅子連の役員を「世話人」と呼び、二人一組で二年交替と定められていた。

小食土の秋祭りは近隣でも有名で当夜は御霊神社境内が一パイになり、露店も数店出る盛況であった。

あがりまち

「よいまち」に立てた幟を納めることを幟返しという。幟を納めてから、昨夜の舞台、その他設備したものを整理したり取壊して片付ける。そして夕方から慰労会が始まる。会場は世話人宅である。この慰労会のことを獅子連では「おさめ」といい、なかなかの盛況であった。なお、「ほんまち」にあがった「はな」は今年一年の獅子連の運営費に充当された。もちろん、観覧席を作ってくれたり、石段の照明を担当してくれた小食土子供中の諸君にもこの「はな」が分け与えられることになっていた。戦後、小食土も小学校に通う子供の数が戦前に比較し

て激減してきた。戦前は男の子だけでも二〇〜二五人位はいた。現在では五〜六人位しかない。これでは残念ながら獅子連も後継者が育たない。今のうちになんとかこの伝統ある小食土が他に誇る文化を、次の世代に継承したいと考えているが、意の如くならないのが実に残念でならない。笛が吹ける人、太鼓が叩ける人、獅子が舞える人が存命のうちに後継者を育成しないと、この文化が絶えてしまう危険に晒されているのである。

一〇月二三日 三夜講

「さんやさま」ともいう。三夜様は農業の神様である。農家の人達はこの日当番の家に集まり、三夜様の掛軸を床の間に飾り、酒を供え、三夜様のおまつりをするのが農家のしきたりである。この集まりを三夜講という。

一〇月二十九日 神のお立ち

神様が出雲に集まるため、出立をする日とされている。

十一月十五日 紐解き

七五三といわれる子供のお祝いである。子供が七才になると、輔役の人から両親に戻されることを紐解きという。人生の盛儀の一つである。

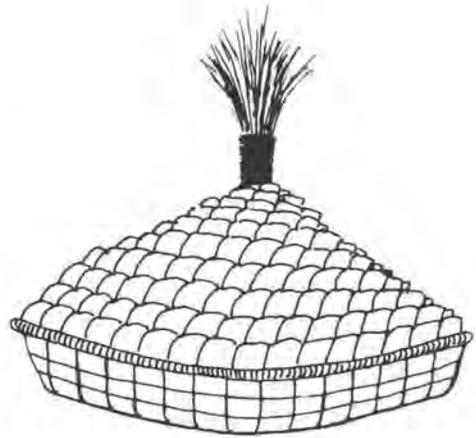
昔、貴人は子供が誕生すると自らこれを養育することにせず、適当なる賢人にもその子の養育を委嘱することに

なっていた。これを輔弼ほつといい、この役を輔弼の任という。役名を傳役つたやくという。このような故事に倣ってか小食土付近では、節句になると「爺さま」「婆さま」という制度があり、子供の養育を委嘱するという方法をとる。紐解きになってはじめて両親に戻されるということになる。これを「受け渡し」という。「爺さま」「婆さま」から「立派に育ちました、どうぞお受けとり下さい」との挨拶を受け、「長い間の訓育どうもありがとうございました」と、お礼言上して受け取るのである。子供に対しては、節句と紐解きそして結婚式は、親が子供に贈る人生の盛儀とされている。

紐解きも節句の時と同様に数日前から近隣の人達が集まり、祝宴の準備から餅搗きやらと賑やかに盛大に行なうのである。もちろん祝宴は自宅で行なう。

おもしろい習慣としては、「籠餅」という行事があった。これは直径六尺（1.8 m）位の浅い竹籠の中に大きな餅を入れ、この上を新しい杉の小枝で被い、新しい藁でな縄なった縄で奇麗に網の目を作りながら、杉の小枝を抑えこみつつ飾る。これが一つ。さらにこの小型（直径三尺位）を数個作る。

この籠餅を大八車（その後牛車になった）に積み、近



籠餅

隣の若者が五、六名で、さらに酒と肴を積んで賑やかに歌いながら、嫁さんの生家に届ける習わしである。これを

謝して行なう行事である。まず、川から活きたエビを採ってきて、お錢を入れた枡と共に恵比須大黒様に供えて感謝の意を表す。恵比須講の晩に「所持金を全部勘定し、昨年の恵比須講の時と比較して感謝せよ」と言われたものである。また、子供に対しては、この恵比須講までは足袋や手袋の使用は我慢しようと教えられたものである。これも農村の疲弊がさいわいした、耐え忍ぶ教育であったのであろう。

一月二十九日 神のお帰り

神様が出雲よりお帰りになる日として、お祝いをする日となっていた。各戸ではなにか一品、平素と異なる料理を作って供えた。

一月二十二日 冬至

この日は「ゆず湯」に入ることになっている。「ゆず湯」に入るとこの一年間風邪をひかないとされている。また、冬至粥といって南瓜を入れたお粥を冬至の日に食べると、この一年間風邪をひかないとされていた。

一月二十八日 すす払い

正月を迎える準備である。すす払いとは午前中に大掃除をすることをいう。正月は「払い出す」ということを忌み嫌って掃除をしないので、年末に大掃除をする。

「籠餅送り」という。大きな籠餅は嫁さんの生家へ、小さな籠餅は嫁さんの親戚へ贈られるのである。嫁さんの生家では、ご馳走を準備してこの「籠餅」を迎え、その労をねぎらい多分の祝儀を与えて帰るのがしきたりである。この習慣も終戦直後まで続いたが、何故かその後消えた。

このお祝いの盛儀は、なんの娯楽も無かった農村では、何かにかこつけて飲んで騒ぐのが唯一の娯楽であったのではないだろうか。

一月二〇日 恵比須講

恵比須大黒様にこの一年間の家業繁栄と家内安全を感

餅搗き

神前に供えるお供え餅と、家族で食べる餅を搗く。二九日は「苦餅」といい、三二日は「一夜餅」といわれて嫌われているので、通常は二八日または三〇日に餅搗きは行なわれる。餅搗きは戸毎に家族総出で行なう。大釜の上に蒸籠せいろうを幾重にも乗せて糰もちこを蒸し上げ、そして木製の臼に移して杵で搗く。どこの家でも戸主か長男が杵をとり、主婦がこどりをする。搗き上った餅はまず、神棚に供える「お供え餅」を作り、ついで家族の食用分を作る。家族の食用にする餅は、通常は厚さ1.5cmに引きのばして作る。これを「のし餅」という。

今日の餅搗きの最後に食べる「あんころ餅」「からみ餅」(大根おろしをまぶして食べる)の味は忘れられない。搗きたての餅の味を一際引き立ててくれる、餅搗きの楽しみの一つである。

この日は小食土の各戸から「ぼたん」「ぼたん」という大きな餅を搗く音が聞こえてくる。なんとも言えない長閑な感じの、農村独特な風物詩である。

お飾りつけ

神棚をはじめとして、稲荷様・井戸神様・荒神様・仏様への飾りつけ及び門松を立てる。三二日は一夜飾りと

いって嫌われているので、餅搗き同様通常二八日か三〇日に行なう。

二月三十一日 大晦日そば

日本全国どこでも大晦日にはそばを食べる風習がある。そして除夜の鐘を聞く。

《編者注》

本文は、小食土町在住、吉原勇氏の稿本「小食土旧事考」昭和六二年一月執筆より、「VI、小食土の年中行事について」を、同氏の許可を得て事務局で最小限の編集の上収録させていただいた。本文に掲載されている行事で、現在も残るものは限られている。また、本文中のイラストの原画は、吉原氏の手によるものであるが、事務局で多少手を加えさせていただいており、必ずしも原画に忠実でない部分もある。

(A)

越智の年中行事

石井 良之助

正月 元旦 年男若水汲み。この村では一礼といって
寺年始に、檀家の有志が二升かます叭おを持って
お寺に行き、住職及び区長（現在は町内
会長）に新年の挨拶をとりかわす儀礼を
行なう行事がある。

正月 二日 仕事始め。歳徳神のあきの方（大吉の方
向）にて、鍬鎌の仕事始め。初荷昇き。

正月 六日 松納め。飾り納め。大正月終了。

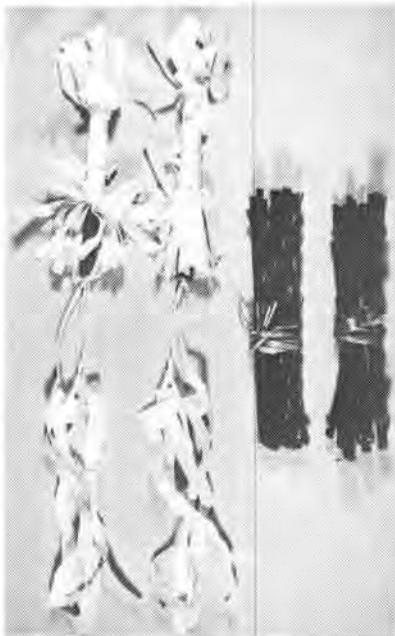
正月 七日 七草粥（材料はすずな・すずしろ・せり・
なづな・ははこくさ・はこべ・たびら
こ）。山の神の獅子狩り、山には行かな
い日。

正月 一日 蔵開き。鏡開き。始めて土蔵を開いて供
物をそなえ、繁栄を祈る。

正月 一四日 きわた餅を家の中に切ってきた栗の木の
枝（わら）にならせ、綿の豊作を祈る。集落の門

正月 一五日 松をお宮に集めて燃やす、火祭りの行事
（どんどんやき）がある。柳箸・ほっこ
つ棒（門松を二〇cm位に切り、へいそく
を下げた棒）を作る。

前日に作った柳箸を六膳（一二本）づつ
括ったもの二把と、ほっこつ棒を神様に
供える。前者は、二把とも小豆がゆにつ
けて神に供え、後者は、これで果樹を叩



ほっこつ棒と柳箸を括ったもの

いて豊作を祈る。また、火除・虫除・無病息災の祈りを込めて松飾りを集めて燃やし、その灰を家の周りにまく。この日は、山王神社の奉射でもある。

正月一六日 やぶ入り。嫁や奉公人は婚家や主家から休暇をもらい家に帰る。

正月一七日 子安神社のお備謝。当番の受け渡し。

正月二〇日 二〇日正月。恵比須講。お産土様太鼓おこし。千眼神社の備謝の日。

正月二五日 お産土神天満神社の奉射的の行事あり。当番の受け渡し。

二月 立春の前日、大寒の末日が節分。邪鬼の侵入を防ぐため豆撒きをする。

二月初午 二月最初の午の日、馬をひいて馬頭観世音様にお参りに行く。三回まわって馬の安全を祈る。お参りは橋本広明氏の内宮、または閉野の馬頭観世音である。お参りしてから、現在三間道路として残っている昔の馬場で馬乗りをする。

二月 八日 茶わび。子供の病気除けの行事。子供の頭から飾をかぶせ、お茶をかける。

二月一五日 日天神社の祭礼。

二月二三日 春祭礼。当番はお宮の清掃。幟をたてその他の準備をする。

二月二四日 当番は天満神社に供物をし、その晩は籠りをする。

二月二五日 天満神社のお祭り。

三月 三日 桃の節句。ひな祭り。

四月 八日 釈迦祭り。ウノ花うなばなを供えて無病を祈る。

五月 五日 端午の節句。屋根に菖蒲と蓬を挿し、菖蒲湯に入る。体を清め、邪を払い、吉を祈り、男子の尚武の気性を養う。

六月 一日 竹の子朔日。この日田畑に竹の子を挿す、害虫除けの行事。

六月 七日 天王様。お餅を神に供え、無病を祈る。

六月一五日 麦入り祭り。一四日の晩より行事が始まる。麦の豊作を祈る。

六月一五日 弁天神社の祭礼。

六月二〇日 千眼神社の祭礼。

六月二五日 お立ち。昔から立身成功の神として神奈川県大山あふり神社に、男子は必ず一生に一度はお参りする。お参りに出発する。

日をお立ちの日という。この日御産土神社に集まり、先輩から立酒盛たつさかもりといつて杯を戴き身を清めて立つ日である。

六月二七日

新箸。この日は大山参拜の人々が登山の日であるので、新しいススキで箸を作り

赤飯をたき、無事登山ができ帰つて来る

よう部落全戸でお祈りをする日である。

七月 一日

釜の蓋の朔日。団子を作つて仏に供える。

七月 五日

そうりょうぶしん。部落全区域の清掃。

七月 七日

七夕祭。この日までにまこもの馬と牛を作るなり購入しておく。子供は朝四時頃

起きて、まこもの馬と牛と共に草刈りに

行く。

七月二三日

墓地まで仏様を迎えに行く。

七月二五日

墓地まで土産を持って仏様を送っていく。

七月二六日

せがけ。

七月二四日

うら盆。

七月二五日

昔はこの日が「せがけ」であった。

八月 一日

八朔の節句。

八月二五日

月見。

九月二二日

ごなん。日蓮上人受難の日。ごまのおは

ぎを作つて供える。

九月二三日

ゆめの月見。

九月二五日

昔の秋祭り。

一〇月 一日

お立ち。神様が出雲に立出する日。

一〇月二〇日

稲虫おくり。子供の行事で虫害の稲を国境までおくりだす。えびす講の日。

一〇月二五日

今の秋祭り（行事は春にほぼ同じ）。神

一〇月二五日

様が出雲からお帰りの日。

十一月二五日

昔の七五三。七五三の祝は髪置・袴着・

帯解きなどと呼ばれる。この村では七才

の行事（帯解き）が一番盛大に行なわれ

る。子供が生まれ結婚する迄の間の最大

の行事であり、準備が大変である。

まず新しい杵きねを餅を搗くために二〇以

上も作る。糯米はお客の数にもよるが、

一石二斗から二石前後である。家族近親

は夜明かしで一二時前には竈かまどに火を入れる。

その内に人が集まって来る。たとえ

一二時前でもお早と言つて来るのである。

そして餅搗きを始める。朝の九時頃まで

（以下54頁へ続く）

越智町石井昭吉家に残る具足について

川島 正雄

千葉市史編纂事業は文書史料の調査・収録を主とする活動であるが、史料調査の過程で文書史料以外の実物史料を発掘することがある。多くは所蔵者自身その伝承の経緯や内容について確認できず、詳細は不明なものであるが、中には芸術的・美術的価値の高いものもあり、文書史料と同等もしくはそれ以上に歴史の一断面を切り取った形で、明確に私達に語りかけてくるものもある。

今回の具足は地域の東南部、町域の西側は市原市に接する越智町の石井昭吉家に伝わるものである。当家は屋号を吉兵衛と言ひ、幕末期に名主を勤めたという旧家である。

越智村は村高およそ二三八石余、家数五九軒（文政一一年当時）で、寛永年間から明治維新まで約二五〇年間旗本三嶋氏の知行所であり、三嶋氏は禄高一五〇〇石弱で越智村の外、上総に四村、上野に六村、武蔵に二村の知行所があった。三嶋氏は明治維新の時、徳川氏とともに

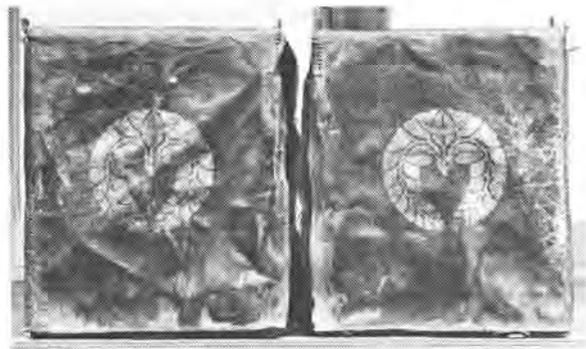
に駿河に移り、そのあとは鶴舞藩井上家の領地となった。

石井昭吉家の伝承によると、この具足は明治一七年頃（越智町・石井良之助家所蔵の三嶋銓之丞が書写した『妙法華経』に「明治十七年冬十月」の記載がある）旧知行主の三嶋銓之丞が石井昭吉家に四年程寄留した際、旧世話を受けた当家に礼として残していったものという。一五〇〇石といえは歴とした旗本であり、就く役職によっては数万石と同格の五位の官位を受けることもあり、ま

余依志願書寫法華經是年己二部其一為
石井氏先祖代代法界萬靈供養及家內安
全子孫長久繁榮祈禱應孝子太即吉爾謹
書寫焉余素不修漢字書法無知而唯聽
耳共拙極矣雖然精進一心執筆筆漸捷句
累章成卷遂就一部妙典則一一文支是真
佛敬不可不恭敬尊重蓋恐懼無心者徒見
其短淺其得庶幾勿令不悟者妄掩後凡業
詳謗之冥野云爾明治十七年冬十月

静岡隠士 三 季雅謹誌

『妙法華経』



鏡 櫃

た戦時の軍役として総勢三〇名も動員を義務づけられている武家である。それほどの家の当主が零落れたとはいえ、旧知行村に寄留し、礼物として家重代の甲冑を置いていったとは、戊辰戦争のち、西南戦争も

終わった明治一〇年以降は、武士の活躍する場はなくなつたのであろうか、時代の変化を感じさせる。

甲冑は三嶋氏の表紋「下り藤の丸に三日月」を染め抜いた革の覆いに包まれた二つの鏡櫃に納められていた。

飾り付けるための胴立はないが、兜・鏡・袖のほか、「小具足」と呼ばれる籠手・佩楯・臙当・目の下頬などの各具を完備した、傷みの少ない美麗なものである。

甲冑の形式としては胴丸の形を採っているが、古さから見ても勿論中世前期までのそれではなく、当世の具足



上部拡大図

出現後の戦国期以降のものであり、もっといえば泰平の世が続く、武具全般に復古調が現われる江戸中期以後のものと思われる。

兜は、当世具足に共通する人目を峙たせるような異形のものではなく、南北朝時代頃までの星兜の形である。篠垂前三条、後二条で、一行一二点三二間の星がある。立物は太鍬形がつき、その上に鍔形がついている。しころや吹き返しは古制に倣ったものである。

顔面を防御する面具は目の下頬の形式であり、鼻下に白髯をたくわえている。喉輪の代わりに蝙蝠付けの垂が付いている。

鎧は、右脇で引き合わせる「胴丸」形で、赤糸と白糸を交互に威した「赤白糸談(段)威」のものである。

形制は前立拳二段、後立拳三段、長側四段であり、草摺は八間五段下がりであり、揺ぎの糸も比較的短く、古制ののつとつた形になっている。胸元には杏葉や梅檀、鳩尾の板を持たず、面具により防御する。

胸板・肩上・押付・兜のまびさし・吹返しなどには鞆し革が張られているが、それ以外の装飾はない。背面には総角を付けた環が取付けられている。

袖は鎧と同じく、赤白段威しで七段の札板が付いている。上部は札板を堅持するための冠板があり、それに札



右側面

板を付けるための化粧板が付いている。「大袖」と呼べるほど立派なものである。

籠手は筒袖の外側に鎖を付け、上腕部には鉄の小片を散らし、下腕部には小篠五本を付けている。手甲は籠手と一体となり、大指付のものである。

佩楯は札板を四段に綴った伊予佩楯の形式である。

臙当は立拳の付いた漆塗りのものであり、杵も同様に黒色の漆塗りである。

全体として装飾は少なく、三嶋氏の家紋「下り藤の丸に三日月」が兜の吹き返し、籠手の手甲に付いているだけであった。

これらの甲冑用具のほかに、鎧櫃には槍飾りであろうか、三又の金具が納められていた。

また鎧櫃の中には、明治期の博覧会にでも出品したのであろうか、石井吉十郎氏出品として「鎧 三島駿河守 正明ノ着用シタルモノ」との伝票が入っていた。しかし三嶋氏の系譜には駿河守正明の名は見えず、もしかすると今に伝わる系譜の初代の政成より以前の人かとも思えるが、そうなると戦国以前の人ということになり、甲冑の状態からみて不自然になってくる。今となってはこれも謎である。

(千葉市教育委員会 社会教育課)

土気町の家並

小川 知 昭

(解説 今井)

『千葉市史 史料編6 近世』の印刷校正作業中に、

土気の地名や人名の読み方に窮して、史料所蔵者で、江戸時代に名主を勤めた家格でもあり、土気に深い関心を持つている地元の小川知昭氏に電話で問い合わせをしたところ、同様の古老である吹野美和氏とも相談して解答をよせてくださった。そして間もなく、校正作業の大詰となった昨年の二月二五日、小川氏が校正の様子をみに来館されたので、筆者は校正ゲラを放り出して次々と質問を發した。土気区有文書の有無、村役人を勤めた家々とその家の名前の変遷、屋号、寛永二年の検地帳に記されている名前とその肩書きの意味、土気城内にある屋敷地についての伝承、土気の宿場で問屋をやっていた家、講や年中行事、などについてであった。小川氏は、検地帳の肩書きは今もその家の姓となっているものと、町並の区割など場所を示すものがあることを、また、土気城内に自分の先祖が居住していたという伝承はないことを

即答した。

その後一か月余りした四月一日、小川氏は三枚の図と寛永・天和・元禄の検地帳を対照表に作成したものを持参された。三枚の図の基図は、役所で使っている公図(地番図)であり、土気の地番は明治九年頃の地租改正で付けられてから現在まで大きな改変がないので、近代文書との対照に便利である。小川氏は「村中持」と呼ばれた共有地の登記簿に記載されていた村内全員の住所と姓名を公図に書き込んだ図A、江戸時代前期に村役人を勤めた家の年次別色分け図B、土気城内の屋敷地へ所有者名を書き込んだ図Cを作成していた。検地帳では字名と反別と所有者が記されているが、図Cは、現在地番のどこにあたるかがわかるので興味深い。所有者全員の伝承調査をしてみないと確定できないが、土気城内の屋敷地は、酒井氏が居城した(一四八八〜一五九〇年)時代に、家臣の屋敷であったものが、城廃絶後に実施された

検地の時において、すでに帰農した旧家臣や、有力農民の所有として、しかし農地とせず屋敷地のまま帳簿登録したものであろう。とすれば、小川家のように江戸初期から現在まで城の大手口外の町並の中に居住してきたという伝承からも、現在みる土気の家並は、土気城の城下町として酒井氏居城時代から形成されたものと推定される。この図については、小川氏が直接研究発表されることを楽しみに待っていたい。

図Bは、江戸後期分の色塗りが終わっていないし、村役人の役職名と当主名の変化も併記して一覧表にした方がわかりやすいと考えるのであるが、図Bに示された家をも、**㊦**として図Aに転記してみることができる。

さて図Aは、『千葉市史 史料編6 近世』の土気町の項を読む際に、種々参考に行きわたるので、小川氏の承諾をいただき、本書に収載したものである。収載にあたり小川氏の原図を多少整理したので注記しておく。①公図の地番の数字は省略した、②地割線は、明治九年の地租改正時に分筆枝番が一般的には少ないことから、分筆線は省いて親地番毎に線を引いた、③公図より道巾を広く描き、町並の寛永期の区割を記入し、高札場、社寺などは補記した、④江戸時代前期に名主・組頭・百姓代な

ど勤めた家へ**㊦**を記した、以上である。筆者は最初、小川氏の図Aをそのまま本書へ収録し、作成の典拠を記すだけと考えていたが、この図を検証するうちに、古文書等の聞き取り調査中に聞いた「家順の連判がある文書」の意味が正しく理解できたので、次のように説明を加えることにしたい。

『千葉市史 史料編6 近世』の七五―一〇〇ページに収録した、延享四年（一七四七）の土気町宗旨人別御改帳と照合してみると、帳簿の最初にある彦右衛門は、この時名主を勤めており、現在は三九〇番地の花沢泰通家の御先祖である（図中の**㊦**）。帳簿は次に善兵衛、重左衛門、利兵衛と記されてゆくが、善兵衛家は彦右衛門家の左隣である。照合をすすめると「新宿」の通りの南側の家々を順々に記入し、向いの北側に移り「辻」へ戻ってくる、今度は「北宿」へ道の左（西側）をゆき、右（東側）を戻ってくると「松原」へ続くという具合で、筆頭家から家並順で右廻りに帳簿に記入されており、彦右衛門家の右隣りの文右衛門家に至るのである。江戸時代の村人の名前は完全世襲ではないし、居宅の位置が移動することもあるので、図上の明治初期の人名と帳簿の人名と全部一致することはない。小川知昭家は金兵衛、



土 気 町 航 空 写 真 （昭和34年4月14日撮影）

惣右衛門を名乗ることが多いし、吹野美和家は勘解由、茂兵衛、勘平、忠蔵、良助、勘蔵と変化するそうである。

また、同書の一一一～一一三ページにある文化九年（一八二二）の町方取締帳の連名順は、その時の村役人をはじめ家並順右廻りで、「新宿」北側の重右衛門家（図の④）から始まっている。さらに同書一〇四～一〇五ページの文政八年（一八二五）の連名順は図の⑤から始めて、前同様に家並順右廻りである。

以上で小川氏の作成した本図の説明を終わりにしたいが、読者がこの図と史料を読み合わせるとき、江戸時代の土気町を具体的に描き出すことができ、今後の研究の参考になると信ずるものである。（一九八九・一記）

凡 例

姓名 — 明治初~幕末

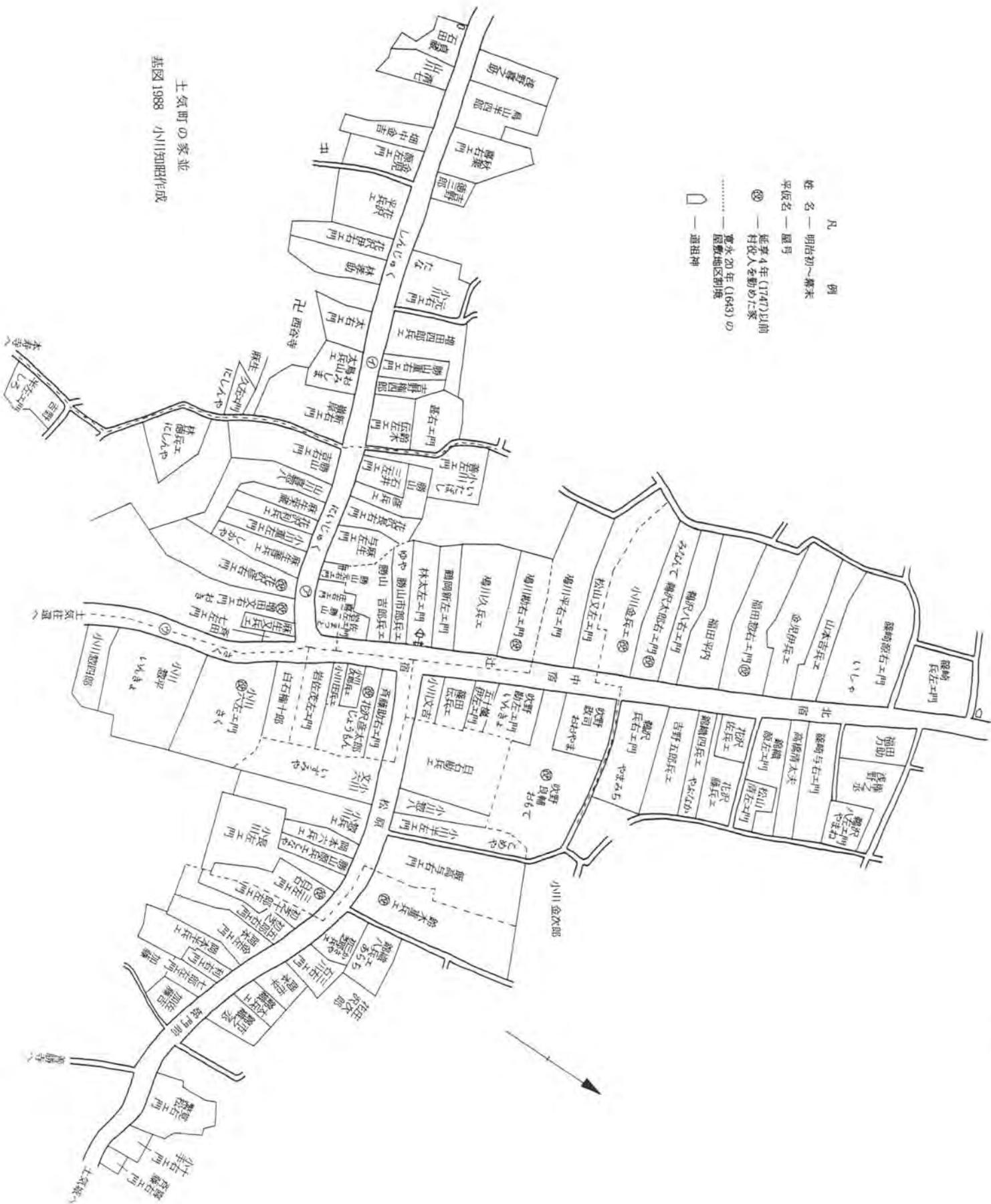
平仮名 — 屋号

◎ — 延享4年(1747)以前

○ — 村役人移動した家

..... — 寛永20年(1643)の屋敷地区別境

□ — 道祖神



土気町の家並
基図 1988 小川知昭作成

高津戸の天然記念物及び古塚

『たかつど』より抄出

一 蛇松

現在は開墾された畑地の中に異様な形態をなしたる老松として保存されて居る。

古老の話によれば五十年前は、附近一帯雑木林にて雑草繁茂し容易に人の侵入が出来ない処であつて、此の



蛇松 大地 新氏 作画

奥に大蛇
が居ると
恐怖され
て居たが、
蛇の正体
は実は巨
大なる松
が曲がり
くねりて
蛇の行動



蛇松 現状

姿態に似たるもので、その昔巨木の横転しある上を松が横這右曲左変起伏して生育したものでらしく、その奇観実に昇天の龍にも似たるもあり、樹齡約二百年と云ふ根元の周縁八尺樹高二間半地上曲折の長さ五間三尺あり、現在には松毛虫の侵すところとなり大半枯死の状態なるは、識者をして愛借の情を湧かしむ。

一一 経塚

高津戸北東隅にあり。長享二年日蓮法華宗に酒井定隆の命により各宗寺とその宗徒の经文一切を蒐集、一括して焼却せし跡と云ふ。

現存の市原市郎老の話によれば、老が十一才頃此の地を発掘せるに、多量の灰のみ掘出された。



『たかつど』表紙

△編者注▽本文は、昭和三十一年三月三日の発行と思わ

れる『たかつど』(B5判・20頁・謄写版印刷)より、

「五、天然記念物及び古塚」を、多少句読点を追加したのみで原文のまま収録した。『たかつど』の編纂は高津戸史料編纂委員の、顧問・染谷寛一郎、日暮勝治、加藤清。委員長・小川武。副委員長・加藤甚一。委員・伊藤

庄一、石原聡明、小川邦治、小川一、小川忠、若菜稻作、荒川福蔵、染谷清、木村敏夫、平野吉蔵、大地新。以上の諸氏により行なわれた模様である。

(A)

(46頁からの続き)

に終わらすために、お客の多い家では二組で餅搗きをする。終わると親元を始め、各家庭に(ふるまう)ふらべるのである。餅搗きからふるまいを行なって、後片付けが終わるまでには一週間以上もかかり、祝いのあった家の者は、何やかにやで一か月もこの行事にかかわったものである。こうした事が第二次世界大戦前まで続いていた。現在はこんなことはできない。

一二月一三日 すす払い。

一二月二五日 七五三(三年程前まで)

△編者注▽本文は、越智町在住の石井良之助氏著稿本

「越智村の足跡」より年中行事の部分を抄出し、収録させていただいた。なお、収録にあたり同氏の承諾を得て、最小限の編集を行なった。また収録した行事で現在も残るものは限られている。

(A)

土気地域において確認された 近世絵画作品について

浅野 秀 剛

千葉市史編纂事業では昭和四十六年度より土気地域の史料調査を実施している。その過程で近世より伝来する美術品もいくつか確認された。そのなかの絵画作品について、特に重要と思われるものを紹介する。

一 大木戸町 片岡歩氏所蔵品

無款（伝鶴沢探鯨） 太公望図

紙本墨画 一幅 96・5×30・0 cm

無款

江戸時代中期

周の時代、文王に見出されるまで毎日釣を楽しんでいたという太公望の図である。画題及び筆法は江戸の狩野



太公望図

派の典型を示しており、こなれた筆致に習練の長さがうかがえ、面貌の鋭さに並々ならぬ絵師の気迫を見ることができ。

本図は、江戸中期に京都で活躍した狩野派の絵師、鶴沢探鯨の作という伝承がある。事実、表装の裏面上部の軸に近いところに「寶永年中鶴澤法眼探鯨齋守美七十七歳眞筆 小幡家傳來品」と墨書がある。桐箱に収められていたというが、その箱は今はない。当主のお話によると、自身はカンジドン家の分家（初代）であり、この絵は本家の先々代（明治十年頃生、昭和十二年歿。）が明治期に小幡氏から入手したものである。小幡氏の先祖は、山辺郡大木戸村及び橘樹郡小田村に計百八十石余を知行した旗本である。くだんの墨書は、本家の先々代が書き留めたものであろうと推察される。

鶴沢探鯨は、狩野探幽門下で、四天王とも呼ばれる鶴沢探山の子である。探山は元禄年中に東山院勅宣によつ

史料所在調査報告

—旗本戸田氏知行村(二)—

立野 晃

一一 古泉町

(1) 概況

古泉町からは、四軒の家及び町内会保存文書等合わせて近世三七一点、近代一二六七点の合計一六三八点の史料が確認されている。

(2) 仲田勝巳家

A 古泉町一

B オモチ(表)、ダンナノイエ(旦那の家)

C 昭和五七年、六〇年発見。六〇年〜六一年整理。

D 八五九点(近世—三〇四、近代—五五五)

E 土蔵内に保管。現在、土蔵は「やまご館」に改装されている。

F 割元関係の史料が貴重。この他近世の書簡・受取等が多く残されていて、当時の生活の一端が髣髴される。

G 「御代官」とも呼称された。元禄以降は、ほとん

どの期間名主役を歴任している。五郎左衛門が世襲名であるが、幕末には、磯五郎の名が見える。また、宝暦年間以降幕末までの大半の間割元役も兼任している。文政〜天保頃の五郎左衛門は、戸田氏より中小姓席の格式が与えられ、武士身分に取り立てられていた。天保八年八月より割元に就任した磯五郎は、この年知行所内で起こった百姓一揆の際に尽力したこと、戸田氏役所から賞されている。

この他、掛軸・お膳・什器・陶器・刀剣等が保存されている。伝存している「おたおぎ」(扇)には、

次のような伝承がある。「徳川家康が鷹狩のため御成街道を下り、金頼村の金光院に宿泊した。この時、五郎左衛門は、お目通りを許され、「おたおぎ」と小鳥の免状を拜領した。古泉村では、毎年この「おたおぎ」で稲虫を追い出したので、稲に虫がつかない。

やまご館のこと

仲田勝巳

明治初期に建てたといわれる土蔵が、屋敷のすみに倒れかかって残っていた。終戦後まもなく取り壊してしまおうと考えたが、思いなおし朽ちた土台やはがれた壁などを簡単に修理しておいた。ところが近頃、文化財などを大切にする思潮がさかんになり、わが家にも多少の資料が残されていたので資料館をつくり、これを家宝として保存することを思いついた。

内外装などの修理を施し一応資料館らしく整備し陳列を完了

したのが昭和六一年五月吉日であった。この資料館につき、千葉市史編纂委員会の先生方に御指導やおほめ



やまご館

の言葉をいただき感謝申し上げます。

館名の由来—仲田家は代々五郎左衛門を襲名し、家じるしが全であったので、「やまご館」と命名した。

陳列品として—千葉市史編纂委員会の方々に整理していただいた古文書、掛軸、什器類、漢籍類、置物、陶磁器、装身具、袴、その他多数がある。資料の中には貴重なものもあると思われるのでもっと研究を続け、よりよい「やまご館」をつくりあげたいと考えている。なにとぞ大方の御指導をお願い致したい。

(やまご館長)

くなくなったという。」また、同じく当家蔵の狩野洞学が描いた龍の掛軸には、雨乞いの効用があったという。

(3) 仲田 一家※



仲田 一家 長屋門

A 古泉町二

B ミセ

C 房総史研究会が整理。

後、千葉市史編纂委員会
が再整理。

D 一八点（近世―一一、

近代七）

F 享保〜明治初年の古泉
村の村政。

G 当家の先祖久右衛門は、
文政年間後半に古泉村の

名主、天保年間の前半に割元を勤めている。

(4) 小池義雄家

A 古泉町三

B ヤブ

D 八五点（近世―五一、近代―三四）

F 元禄〜天保の古泉村の村政。

G 天保年間の名主源左衛門か。

一一 富田町

(1) 概況

富田町はアラチグチ（荒地口、現在29軒）・ゴウグチ（郷口、同10軒）・ダイグチ（台口、同10軒）・シンデン（新田、同16〜17軒）の四組に分かれている。毎年正月一五日と七月一五日には、組毎にオビシヤを行なっている。但し、ゴウグチとダイグチは合同して行事をしている。現在、町内には、二つの墓地がある。正福寺西側のウチハカと字ウタノにある共同墓地で、前者には延宝期の墓塔等があり古いものであるが、後者は江戸時代後半以降の比較的新しいものである。



仲田好季家旧宅（昭和50年頃）

一四 下泉町

(1) 概況

下泉村は、佐倉藩領と接した村であるが、現在、「佐倉藩領の村の年貢はきつく、戸田氏知行所の村の年貢は軽かった。」という伝承がある。

同村の水田は「ドブタ」が多い。用水は、土気下↓小間子↓上泉↓下泉と流れてくる。かつての秣場まぐさばは、上泉・下泉の入会地小間子野を利用していたと伝えられている。

下泉には、三峰講・大山講・富士講・伊勢講等の代参講がかつてあったが現在は存在していない。現存しているのは、一家の主人たちの二十三夜講・主婦たちの子安講・男女年寄たちのホンゾンサマ（本尊様）等の村講である。

多くの家への調査にもかかわらず、下泉村関係の史料はほとんど確認されていない。近代以降の文書を郷箱に入れて町内会長の持ち回りとしている町有文書が現存している。

(2) 橋本義雄家（千葉市立郷土博物館蔵）

A 下泉町八二三

B ワダノウチ

C 昭和六〇年一月～三月調査、整理。

D 四点（すべて近世）

E 土蔵の二階にあった四段のタンスの二段目の引き出しに、刊本類といっしょに保存。

F 寛政一〇年（一七九八）の田及び畑・屋敷の名寄帳（共に千葉市立郷土博物館へ寄贈）は、当時の下泉村の階層構成がわかり貴重。

G 寛政期に弥惣兵衛の名で名主を勤めている。

（鎌ヶ谷市郷土資料館学芸員）

泉・菅田地域の行政区画 (一)

(K)

	江戸時代	明治時代																		
		元	2	3	4	5	6	9	11	17	22									
		9	2	3	7/14	11/13	2/1	9	6/15	7/15	1/1	7/22	5	4/1						
且谷	佐倉藩	佐倉藩		佐倉藩		曾我野藩 (宇都宮藩支藩)		曾我野県		印旛県 (下総9郡の旧7県を統轄)		千葉県		聯合戸長役場		更科村				
谷当																				
大井戸																				
下田																				
下泉	旗本戸田氏知行所	宇都宮預所 (宇都宮藩戸田氏本家)	曾我野藩 (宇都宮藩支藩)		曾我野県		第七大区		第九大区		第十一大区		第三小区		聯合戸長役場		白井村			
上泉																				
中田																				
富田																				
古泉	佐倉藩	佐倉藩		曾我野藩		曾我野県		第七大区		第九大区		第十一大区		第三小区		聯合戸長役場		白井村		
北谷津																				
多部田																				
高根																				
佐和	旗本戸田氏知行所	宇都宮預所	曾我野藩		曾我野県		第七大区		第九大区		第十一大区		第三小区		聯合戸長役場		白井村			
川井																				
五十土																				
野呂																				
和泉	旗本7給幕	下総知県事	葛飾県		曾我野藩		曾我野県		第七大区		第九大区		第十一大区		第三小区		聯合戸長役場		菅田村	
中野																				
平川																				
高田																				
野田	旗本3給	下総知県事	葛飾県		曾我野藩		曾我野県		第七大区		第九大区		第十一大区		第二小区		聯合戸長役場		菅田村	
平川																				
高田																				
野田																				
遍田	旗本戸田氏		宇都宮預所		曾我野藩		曾我野県		第七大区		第九大区		第十一大区		第二小区		聯合戸長役場		菅田村	
野田																				
遍田	生実藩		生実藩		生実県		第七大区		第九大区		第十一大区		第二小区		聯合戸長役場		菅田村			
平山																				
東山科	明治10年8月11日創設										聯合戸長役場		菅田村							

史料所在調査報告

— 土気地域 —

市史編纂担当

一 土気町

概況

千葉市史編纂委員会では、昭和四六年以降現在に至るまで市内土気地域の史料所在確認調査を行なってきた。調査・収集・整理された近世史料は二千点を越え、この内二五八点が昭和六三年三月三一日に刊行された『千葉市史 史料編 6 近世』に収録されている。

この調査の過程で収集された聞き取り、「史料編」に掲載できなかった事柄等、本誌No.1・2に泉地域旗本戸田氏知行村の報告を執筆された立野晃氏に範を取り、今回紹介させていただく。

(凡 例)

A 住所 (※は千葉市立郷土博物館寄託)

B 屋号

C 発見、整理の年月

D 史料の点数(近世・近代)

E 史料の保存状況

F 史料の内容上の特色

G 家に関する伝承、史料より明らかになったこと

畠山重康の居城であったという土気古城を、長享二年(一四八八)に再興した酒井定隆は、一説によるとこの年領内に改宗令を出し、七里四方を顕本法華宗に改宗し、以後五代約百年にわたり土気を含む領内を支配したという。江戸時代は幕府領・佐倉藩領の後、元禄一〇年以降旗本松下氏の知行地となり幕末にいたった。

また、土気往還の宿駅(継立場)であり、伝馬御用・公用人馬の継立てを行っていた。荷継ぎをめぐっては周辺の村々としてはしばしば争論がおこっている。

現在地区内は北宿・松原・新宿に分かれ、北宿の八割は本寿寺の、松原は本寿寺・善勝寺が半々で、新宿は六割方が善勝寺のそれぞれ檀家となっている。

土気町での全調査家数八家、その内六家より近世二四

六点・近代二一一点、合計四五七点が確認された。

(1) 小川知昭家

A 土気町五六〇

B 金兵衛 惣右衛門 沖

C 昭和四六年八月初調査・同五五年三月第一次借用。

同年六月第二次借用。同六三年七月第三次借用。

D 八九点(近世四九点・近代四〇点)

E 木箱に入れて母屋の中で保管されてきた。

F 検地帳・名寄帳・宗門人別帳等、村を把握する上

で基礎的かつ重要となる史料が多い。

G 当家が居住する北宿は、土気城主であった酒井氏

家臣の居住地であったといい、当家は伊予守という

守名乗りを持っている。また武士が采配する際に用

いたであろう鉄扇を所持していた。寛永期に金兵衛

の名で、天明期に金之助の名で名主を勤めているこ

とが所蔵の史料より確認できる。

(2) 吹野美和家

A 土気町五三八

B オモテ

C 昭和三六年頃千葉県編さん室が調査。同五五年

三月千葉県市史編纂委員会が調査。

D 二〇〇点(近世一四六点・近代五四点)

F 村の状況を把握できる基本的な史料の他、荷継ぎ

をめぐる、土気町と本納村の争論・土気町と村田村

の争論・土気町と八斗村等との争論など、上総にお

ける近世交通史研究にとり、重要な史料が多い。

G 和泉守という守名乗りを持つ当家は、明和期に忠

蔵が、天保期以降幕末まで良助・勘蔵と父子にわた

り名主を勤めている。良助・勘蔵ともに地頭より苗

字帯刀を許されており、地元では親名主とも呼ばれ

ている。

(3) 小川一夫家※

A 土気町三九五

B 六左衛門

C 昭和五九年一〇

月初調査、同六二

年第二次調査。

D 一五三点(近世

三六・近代一一七)

E 文書収納用の船

タンスに保存され

ていた。



小川一夫家

F 近世は善勝寺関係文書他、近代は一夫氏の祖父の日記・手紙他。

G 当家は土気城主であった酒井氏が領主の頃から土気に居住していたという。天明・文化と天保期に六左衛門の名で名主を勤めている。

文政三年から同四年にかけて長柄郡八斗村他一四か村との間におこった荷継ぎ争論の際には、村役人惣代として解決に尽力した。

(4) 鳩川 晋家

A 土気町五六三

B カエンドン(勘右衛門)

C 昭和六二年八月、小川知昭氏の仲介により調査。

D 四点(すべて近世)

E 先代が母屋内の作り付けの引き出しに収納した。

F 延宝七年の土気古城絵図、貞享三年の差出帳他。

G 兵庫守という守名乗りを持つ当家は、名主を勤め

ていたと言われており、江戸時代の面影を今に伝える落ち着きのある母屋は、元禄期に建てられたという。

(5) 増田 穰家

A 土気町五九〇

B シロベエドン(四郎兵衛)

C 昭和六一年八月初調査。

D 七点(すべて近世)

E 昭和三七年以降木箱に入れて保存してきた。

F 先祖四郎兵衛、組頭役退役の下知状他。

G 天満宮は京の北野天神を当家の持地に勧請したと伝えられ、その際先祖が名主を勤めていたという。

(6) 善勝寺

A 土気町二一五

C 昭和四〇年代和田茂右衛門氏が調査、同六二年八月千葉市史編纂委員会が再調査。

D 四点(すべて近世)

F 御朱印改めの記録、同寺末寺の高書上げ、年中行事の内容及び方法の書上げ、常作物帳。

二 小食土町

概況

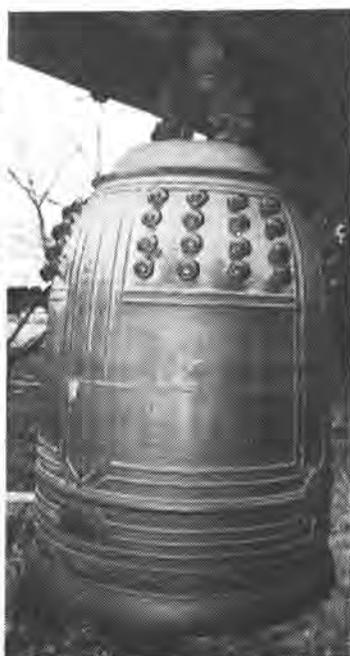
本村と荻生の二地区に分かれている。本村は土気丘陵の最東南部が、大網街道と共に細く伸びたいわゆる土気の大坂おびさかの南側に位置し、土気丘陵より湧きでた水は、谷津田を潤しやがて小中川へと合流して、千葉市域で唯一

水の流れが太平洋へ向かっている。荻生由来が隠遁したという言い伝えがある荻生集落は、村田川支流の源流部に集落を形成している。

小食土村は、元禄期以降旗本神谷氏・石丸氏・川口氏（近世初期には佐倉藩領）の三給支配地と考えられる。

吉原虎仁家・吉原勇家・吉原弘毅家・井内惣一家・井内大作家・槍田暢夫家・伊藤実家・井内甫家・伊藤富次家・江沢リン家・加納惇文家が重立ちといわれており、いずれも本村居住の家である。

小食土町での全調査家数一七家の内、五家（含む町有文書）より近世二五七点・近代一二五五点、合計一五一一点が確認された。



旧常泰寺の鐘

(1) 吉原 勇家

A 小食土町二二一

B ミナミ（南）

C 昭和五七年六月借用・整理。

D 八点（すべて近世）

E 土蔵の二階で木製の洋タンスの中に、文書の入った木箱が収納されていた。土蔵は昭和二八年に壊したため、それ以来母屋で保管されてきた。

F 旗本石丸氏に係わる年貢関係史料の他、当家先祖の平兵衛及び清右衛門の事跡を記した史料等。

G 当家は代々主に平兵衛か清右衛門を襲名してきた。

他家所蔵の貞享三年「御差出扣万覚書之帳」に名主平兵衛とあり、当家所蔵の安永三年「別紙済口証文之事」には名主清右衛門とある。さらに他家所蔵の天保七年「御尋之ケ条御答書」によると「石丸源五郎知行所 与頭百姓無之同村 名主清右衛門」とあり、当家が小食土村での旗本石丸氏知行所の唯一の百姓（名主）であったと考えられる。

(2) 吉原虎仁家（現所有者木島和子氏）※

A 小食土町二〇七

B ヤツ

C 昭和五六年一〇月第一次借用・整理。

昭和六二年八月第二次借用・整理。



御霊神社本殿

孫であると推定できる。

(3) 吉原弘毅家

A 小食土町二二〇

B 忠ゼンドン(忠左衛門)

C 昭和六〇年八月借用・整理。

D 三五六点(近世二二一点・近代一四五点)

E 土蔵内で黒色の木箱に入れて保管されてきたが、土蔵を終戦後解体したため、以後母屋の仏壇の下で保管してきた。

F 小食土村の、旗本神谷氏知行所諸般にわたる、基礎的かつ重要な史料を所持している。

G 史料によると、当家は、忠左衛門(天明〜寛政)、丹治(享和〜文化)、忠右衛門(文化〜天保)、忠左衛門(天保〜慶応)と江戸時代の中期以降幕末まで、旗本神谷氏知行所の名主役を勤めてきた。

(4) 伊藤 実家

A 小食土町二二六

B ゲンゼンドン 源左衛門

C 昭和六〇年七月借用・整理。

D 二九四点(近世一二点・近代二八二点)

E 土蔵及び隠居宅に保管されていた。

F 近世は田畑証文及び地境争論関係史料。近代は領

D 六二二点(近世一三点・近代六〇九点)

E 土蔵内に保存されていた。土蔵は昭和六二年頃解体し以後母屋内に保存してきた。虎仁氏(昭和五七年没)没後母屋は空き家となり、小食土在住の田中伊助氏が母屋・土蔵及び史料を管理してきた。

F 年貢関係史料の他、(先祖)清左衛門の名主退役に係わる史料等。近代は年代の確認できるもので、明治四年〜明治二五年に及び、千葉の自由民権運動を解明する手掛かりとなる史料も多い。

G 近世史料残存数が少なく、内容的にも片寄りがあるが、当家は旗本川口氏知行所の名主清左衛門の子

収書、証書、雑記帳（日記）等。

G 当家は重立ち一〇家の内の一家。旗本神谷氏知行所の名主を勤めたという。

(5) 小食土町有文書

C 昭和六〇年八月発見・整理。

D 二二二点（近世一三点・近代二一九点）

E 木製の郷タンスに入れ、町内会長持ち回りで保管されてきた。

F 近世は用水争論・野論・山境争論など、村の最重要出来事を記した史料の他、土地関係史料。近代は、小食土区に係わる村政・土地・土木・水利・教育・宗教等諸般にわたる史料。

三 小山町

概況

幕末で村高五五石余の小山村は、江戸時代を通じて旗本建部氏の一給支配であった。戸数は天保二年で二一家、現在でも集落東側よりニイヤ・シンタク・アラチ・オモテ・セイベエドン・インキョ・アチバ・シタ・セイエンドン・チョウエンドン・ワキノハタケ・ナカヤツ・ハタヤの一三家という小集落である。しかしながら、小山町

で確認された史料は、石塚東介家所蔵分と小山町有の二件であるが、量的には近世一一六二点・近代三九二点の合計一五五四点と土気地域最多を誇り、質的にも一級である。町有文書については、年一回月遅れの盆後最初の日曜日に虫干し会を行っており、史料の重要性を認識するのに一役かっている。

(1) 石塚東介家

A 小山町一四六

B 阿千葉^{アチハ} 与惣右衛門

C 昭和五七年八月調査・借用・整理。

D 二五四点（近世八九点・近代一六五点）



大の月、小の月を示す木札
（石塚東介家蔵）

E 土蔵に収納されていた。

F 先祖の足跡を記した史料、座頭関係史料の他、証文、漢籍等。

G いつの頃かは不明であるが、あるとき初めは大きな犬に見えた白馬が、紫の袱紗をくわえて来た。先祖が袱紗をとって中身を改めると、「米つぶの観音様（ガラスの管の中に入り、さらに円筒型の木製のケースに入っている）」「巻物（経文）」「短刀（豊後の行平）」が入っていた。これを当家では、三種の神器として大切に保管している。またこの白馬を葬ったのが、字観音地であるという。

当家所蔵「先祖之覚事」によると「先祖一人百姓」とあり、当家が小山村の草分であったこと、また、町有文書によると、当家では与惣右衛門、弥惣次の名で名主を勤めていることが確認できる。

(2) 小山町有文書※

C 昭和五七年八月調査・借用・整理。

D 一三〇〇点（近世一〇七三点・近代二二七点）

E 石塚東介家の土蔵にて保管されてきた。

F 近世は、年貢の徴収方法（検見取）をめぐる、知行所農民と地頭の建部氏との寛政期の争論。文政年

間の赤字財政に悩む建部氏と、知行所の村々との屋敷普請・御用金の負担及び建部氏の財政賄いをめぐる対立に係わる史料等、農民の苦悩・領主の支配形態を克明に記した、市内では残存の例が稀有である重要な史料が多く見られる。

四 大椎町

概況

平忠常の居城であったという大椎城、その城跡の南側麓部に住居地を形成する当村は、幕末の村高四一〇石余で旗本神谷氏・同曲淵氏・鶴牧藩の三給支配地であった。大椎町では都合九家の調査で、二家より近世八五点が確

認されている。

この集落は、現在小山町等とともに大変革の真

みに大変革の真

只中にあり、つ

いこの間まで、

地区内の大部分を占めていた森

林地帯は、大住



八幡神社

宅地へ変貌しようとしている。

(1) 小高敬止家※

A 印旛郡印西町大森四四〇〇―四（旧住所大椎町八四九）

B かみ・治郎右衛門

C 昭和四二年四月一日郷土博物館（当時は郷土館）

へ史料を寄託。

D 一〇点（すべて近世）

E 箱の中に入れ自宅に保管してきた。

F 慶長一六年（一六一一）という古い時代の検地帳

六点、野論に係わる裁許状・絵図他。

G 同家所蔵の官途状によると、先祖は千葉介常胤の

四男大須賀四郎胤信と明記されており、江戸時代には代々名主を勤めた家柄である。

明治維新までは、同家の当主が毎年威儀を正して



小高敬止家裏山祠内の
小さな妙見像

千葉の妙見神

社の祭礼に参

列していたと

いう。また千

葉の妙見神社

は同家の屋敷

地にある祠内の、小さな妙見様から移されたものと伝承されている。

(2) 小高守正家※

A 大椎町八五四

B ネゴヤ

C 昭和五九年七月調査・整理。

D 七五点（すべて近世）

E 襖の下張りとして使用されていたものを、可能な限り復元した。

F 形態は冊・横冊・状とあるが冊・横冊には残念ながら完全なものはない。しかし、村の出来事を一部なりとも伺い知る事ができて貴重である。

G 当家は旗本曲淵氏知行所の名主を、治郎作が弘化―安政期に勤めている。安政五年には、治郎作等が村内火災のため、当年の年貢上納延期願いを出した。

五 大木戸町

概況

地区内は、大椎城よりも時代が古いといわれる立山城（別名：隠居城）跡の、北西側麓に村田川をはさんで谷津田沿いの本郷集落、土気往還（大網街道）沿いの新田

集落、江戸時代大木戸村他八か村の秣場であった大野に居住する大野集落、の三集落に分かれている。幕末で一九八石余であった大木戸村は、旗本の水野氏と小幡氏の二給支配であり、善徳寺の南側が小幡の百姓、北側が水野の百姓と伝承されている。

大木戸町での全調査家数六家、その内四家（含む町有文書）から七四〇点（近世一〇三点・近代六三七点）が確認された。



八幡神社秋祭り
(10月19日)

(1) 伊藤政明家

- A 大木戸町一四五―二
- B オモチ 重郎左衛門
- C 昭和五六年第一次借用・整理。同六二年一月第二次借用・整理。同六三年七月第三次借用・整理。

D 一〇二点（近世三点・近代九九点）

E 母屋内と小屋の中に収納されていた。

F 近世は差出帳他、近代は家政関係史料等。

G 幕府代官所（ついで旗本水野氏知行所）の名主を元禄一年に勤めていることが、同家の史料で確認できる。旧宅は本郷の善徳寺の近くにあり、昭和五〇年に現在地に移転した。また、伊藤家旧宅からみて川向いの立山の中腹あたりに宅地跡があり、大木戸の家々がそれぞれそこに土地を持っているが、なぜか当家のみそこに土地を持っていない。

(2) 須藤正永家

- A 大木戸町二七九
- B ナガヤ 七右衛門
- C 昭和五八年借用・整理。
- D 八〇点（近世三〇点・近代五〇点）
- E 昭和二四年に母屋を改築した。その際史料を発見し保存しておいた。
- F 近世は、村方一件文書の他、田畑等証文。近代は、土地・家政関係史料。
- G 旗本小幡氏知行所の名主を明和期、文政期に七右衛門の名で勤めている。

(3) 小幡正恵家

A 大木戸町八九五

C 昭和六三年一月郷土博物館へ持参して下さる。

D 六一一点(近世四二点・近代一九点)

F 小幡家年中行事、過去帳、兵法書、剣術書等、武家でなければ持ち得ない貴重な史料も所蔵する。

G 当家は江戸時代大木戸村の地頭であった、旗本小幡氏(全知行高一八〇石余)の子孫にあたる。同氏は、維新後明治初期まで静岡の徳川氏の同一宅地に居住した。明治六〇九年に大木戸の須藤宮子氏の畑を宅地に替え、東京から家を持ってきて居住したという。昭和五一年現住所に移転している。

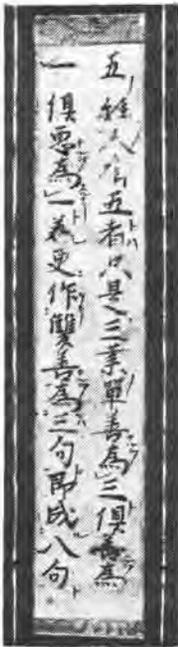
(4) 大木戸町有文書※

C 昭和五八年借用・整理。

昭和六〇年二月第二次借用・整理。

D 四九七点(近世二八八点・近代四六九点)

E 木製郷箱二点に収納され、町内会長管理下におか



日泰上人真跡

れてきた。

F 近世は、農民の生命線である用水問題(川堰について)を扱った史料の他、農民生活の上でポイントとなる重要な史料をみることが出来る。近代は、大木戸区諸般にわたる重要な史料を所蔵。

六 越智町

概況

字「御霊窪」(大木戸地籍)に塚がたくさんあるが、この塚は、大椎城に関係する武士の墓ではないかと言われている。この武士達が帰農して越智の住人の先祖になったとの説があり、最初は一〇家程であったという。

江戸時代の越智村は、寛文以降旗本三嶋氏の一給支配地と考えられ、村高は幕末期に二三八石余であった。

地区内は、本郷(第一・第二)・新地・勝負谷(ここに住む人々はすべて本郷よりの移住という)・下新田・台新田の各「ニューチ」に分かれている。現在「ニューチ」の機能の一つとして、一月二五日のおびしゃ(奉射)、二月二五日のお祭り、九月二五日の秋のお祭りの当番を各「ニューチ」で産土の回る順で受け持っている。当番ニューチは一月二五日に決定され翌年の一月二五日まで



天満宮

担当する。

これらの行

事は、すべ

て天満宮

(産土神社)

で行なわれ

る。

越智町で

の全調査家

数八家。そ

の内、二家

より近世二二点・近代五三点の計七五点が確認された。

(1) 石井良之助家

A 越智町一〇五一―二

B うえーね(上根)の下のえ、かみのえ、太郎右衛門

C 昭和五六年第一次借用・整理。

昭和六二年十一月第二次借用・整理。

D 六七点(近世一七点・近代五〇点)

E 元々史料(近世分)は当家の本家で保管されてき

たが、あるとき雨漏りに遭った。良之助氏の父上が

災禍に遭わなかった史料を本家の許可を得て持ち出

し、以後当家で保管してきた。但し近代史料は父上の収集及び作成分が主である。

F 高帳・名寄帳など農民の持ち高を把握できる史料

の他、大木戸村と越智村の村境争論裁許状、十文字

野新開発反対の三か村議定など重要な史料が多い。

G 当家の本家(石井猛家)はもともと本郷に居住し

ていたが、かなり昔に現居住地である勝負谷に移転

したという。本家より明治一〇年頃分家し、良之助

氏で三代目になる。地頭であった旗本三嶋氏の最後

の当主が書写した法華経を所持している。

(2) 若菜敏雄家

A 越智町五八七(元越智町八四)

B むけ、長三郎どん

C 昭和六〇年八月借用・整理。

D 八点(近世五点・近代三点)

E 旧宅に保存されてきた。

F 小米割付帳など年貢関係史料の他、下知状を所有。

近代は学校・宗教関係史料他。

G 下知状によると、当家先祖長三郎は嘉永四年に地

頭所より組頭役を申し付けられている。

七 高津戸町

概況

高津戸村は開村当時六家であったという。また、高津戸の語源は『たかつど』昭和三十一年刊によると「聖武天皇の神亀三年、鎮守府將軍大野義人が（中略）土氣に城を築き、東西南北の溪谷の地点を選び、木戸柵を設け外敵の侵入を防ぎ治安維持にあたった当時、その家臣高津某が此の木戸を守護して以来と高津戸を称す」とある。

地区内は本郷・新田・三軒新田・大高の四集落に分かれている。この内新田集落は、木村家が分家させて成立したという。大高集落は江戸時代平十文字といわれ、高津戸村と大木戸村二か村の秣場（入会地）であった。幕末期の村高は一三八石余、岩槻藩領・御家人岩下氏の二給支配地であった。高津戸町での史料調査家数三家、その内二家から近世一六九点・近代一九一点、合計三六〇点が確認された。

(1) 木村 正家※

A 高津戸町四五六

B サジベエドン（佐治兵衛）

C 昭和五五年・五六年借用、整理。



木村 正家（大正15年撮影）

D 二〇六点（近世一五九点・近代四七点）

E 土蔵及び納戸の中に保存されていた。

F 高津戸村諸般に係わる、基礎的かつ重要な史料を所持している。明細帳（元文二年・寛政五年・天保九年）三点、年貢割付状（寛文一二年他）七点、絵図（天保九年他）三点の他、地境・野論争論の關係史料を所持。

G 元禄一五年の

「親類書」によると、当家の先祖は武士身分の者がいたこと、高津戸村に土着したことがわかる。また、屋敷の近くにある池は、堀の役割をはたしていたと伝承されている。当家は、幕府領（文化八年よ

り岩槻藩領)の名主を代々勤めている。

(2) 田島秋夫家

A 高津戸町三五四

B マエンドン(万右衛門)

C 昭和五八年一月借用・整理。

D 一五四点(近世一〇点・近代一四四点)

F 近世は質地証文。近代は十文野払い下げ関係帳簿

他。

G 当家は開村百姓六家の一家という。木村正文書

によれば、安永四年に百姓代、同一〇年には組頭を

勤めていることが確認できる。

八 上大和田町

概況

古くは大和田村といひ下大和田村と一村であったが、

地頭の旗本久保氏は寛永七(八)年に分家し、村も上・

下に分村し、本家が下大和田村、分家が上大和田村(一

九三石余)を支配することになった模様である。上・下

大和田村とも久保氏の支配は幕末まで続いた。

地区内は、本村と新田に分かれる。秣場は上・下大和

田村と現大網白里町等に属する金谷村他八か村の入会地



熊野神社例祭日



幟

であった猿橋野と、上・下大和田村の入会地であった能
真坊野の二か所である。

上大和田での全調査家数八家、その内一家より近世四

〇点・近代七三点の計一一三点が確認された。

(1) 石井 憲家※

A 上大和田町二六五一一

B 新左衛門の新宅

C 昭和六〇年二月借用・整理。

D 一一三点(近世四〇点・近代七三点)

E もともとは、本家新左衛門家保管の史料であった

が事情により、当家が分家した際史料を持ち出し、
当家が史料を預かることになった。

F 当村の秣場である猿橋野の境界にかかわる史料の
他、安政〜慶応期にわたった年貢取り立てをめぐる
争論関係史料等、重要な史料が多い。

G 当家の本家は石井五郎家で、憲氏の二代前に分家
している。さらに遡れば土気の酒井氏が豊臣秀吉の
小田原攻めで、小田原城が落城し土気に逃れてくる
と、土気城が落城し燃え落ちるときで、大木に上がっ
てその様子を眺めたという。その時先祖の某が酒井
氏にニギリメシを差し上げたりしたお礼に、馬の金
の轡や、刀を賜ったという。

九 下大和田町

概況

幕末期に村高四八三石余の下大和田村は、江戸時代を
通じて旗本久保氏（上大和田村の地頭久保氏の本家）の
知行村であった。

地区内は、六区・七区（本郷が分かれたもの）猿橋・
能真坊・荒久の五地区に区分されている。この内荒久地
区は、石井久良家（屋号：久エンドン）が四代前に石井

仁家（屋号：アレー）とともに本郷より移転してきて成
立し、その後発展した集落という。集落名も両家の屋号
からだという。猿橋地区は本郷居住であったソーキチド
ン・ジロエンドン・ヨイチドン・ゼンエンドン・アレ
ンドンの五家が最初に入植したが（分家を加えれば六家）、
戦後入植者が干潟方面からあり居住者も増えている。

五地区とも鹿殿神社の氏子であるが、荒久集落には鹿
殿のご隠居様がある。これは昔、鹿殿神社のご神体が盗
まれたとき、新しいご神体を作って奉納したところ、金
谷の県神社の近くでご神体をセイエンドンの先代が発見



鹿殿神社例祭日

した。しかしご神体をお奉りするところがなかったの
で、神社を荒久に建立してご奉納したという。この縁でオ
ビの時の神主役は、現在もセイエンドンの家で勤めて
いる。

下大和田での全調査家数一三家、その内二家より近世
二四点、近代一五点の計三九点が確認された。

(1) 高橋 久家



高橋 久家

A 下大和田町八八三

B 金兵衛

C 昭和五九年八月借用・

整理。

D 一三点(すべて近世)

E 仏壇の下に細長い小

型の木箱に収納され、

代々保管されてきた。

F 秣場は農民にとって

重要な役割をはたして
いたが、上・下大和田

村の秣場(入会地)であった能真坊野をめぐる享保
期の争論関係史料、年貢関係史料等。

G 当家所蔵の史料によれば、享保年中に能真坊野を

めぐり上大和田村と争論が起こった際、当家先祖金
兵衛は組頭を勤めており、名主等とともに一件の解
決に尽くしたことがわかる。

(2) 大塚清夫家

A 下大和田町八三四

B 清兵衛

C 昭和五九年八月借用・整理。

D 二六点(近世一点・近代一五点)

F 書簡・法令集・漢簡・地券・教科書など。

G 当家は他家の史料によると、弘化・安政年中に名
主を勤めている。

千葉市史(誌)編纂委員会名簿

市史編纂担当

千葉市史編纂事業は次のとおり三期に時期区分するこ
とが出来た。

第一期(昭和二五年九月〜同二八年三月)

市制施行三〇年記念事業の一環として、時の宮内市長
の企画で開始され、千葉市誌編纂委員会の編集により、
『千葉市誌』菊版・七七九頁を昭和二八年二月一日に
刊行した。

第二期(昭和四四年二月〜同五一年三月)

市制施行五〇年記念事業の一環として、時の宮内市長
の企画で開始された。再び千葉市史編纂委員会が組織さ
れ同委員会の編集により、昭和四九年三月三十一日『千葉
市史 原始古代中世編』(通史・B5判四五二頁)、『同
近世近代編』(通史・B5判四九二頁)、『同 現代編』
(通史・B5判五四六頁)を刊行した。引き続き『同
史料編1 原始古代中世』(B5判三五七頁)の編集を
行ない、昭和五一年三月三十一日に刊行した。

第三期(昭和五一年四月〜現在にいたる)

市史編纂事業は、故和田茂右衛門委員の長年にわたる

近世史料の調査・収集・整理作業を土台にして、当時の
荒木市長の企画で、昭和五一年度より近世以降の史料に
ついて編纂事業を行なうとの目的で再出発した。千葉市

史編纂委員会が再編成され、「近世史料編」の編集を開
始し、現在までに『千葉市史 史料編2 近世』B5判
七七六頁、『同 史料編3 近世』B5判七〇八頁、『同
史料編4 近世』B5判七〇二頁、『同 史料編5
近世』B5判七〇六頁、『同 史料編6 近世』B5判
七五八頁、『同 史料編7 近世』B5判六五六頁、『社
寺よりみた千葉の歴史』A5判二二七頁、『千葉市南部
の歴史』A5判二二二頁、『千葉いまむかしNo.1』B5
判五六頁を刊行してきた。

昭和二五年以降の千葉市史編纂委員会委員・調査員・
編集員等の変遷は、八〇〜一頁の表のとおりである。

なお、掲表のほか、通史編編集時に庁内幹事(鳥海宗
一郎、鳴海久弥、山本義春、広報課長、社会教育課長)
の方々、及び通史・史料編の校正時に多くの方々協力
いただいたことを記しておきたい。

(A)

氏 名	職 名	就任当時の役職	担当分野	在 職 期 間
廿日出 逸 暁	委員 長	千葉県立中央図書館長		昭和25年9月～同28年(3月31日)
楠 原 信 一	副委員 長	千葉市教育委員会教育長		昭和25年9月～同28年(3月31日)
“	委員 長	元千葉市教育委員会教育長		昭和45年4月～同51年3月31日
“	“	“		昭和51年4月1日～同58年4月21日
“	最高顧問	“		昭和58年4月22日～同59年12月18日
鈴 木 三 郎	委員 長	市立千葉高等学校長	教 育	昭和44年12月23日～同45年4月
“	委 員	千葉市教育委員会教育長	“	昭和45年4月～同51年3月31日
市 原 権三郎	委 員	千葉大学教育学部助教授	近 世	昭和25年9月～同28年(3月31日)
“	“	千葉大学教育学部教授	中 世	昭和44年12月23日～同51年3月31日
“	“	“	“	昭和51年4月1日～同58年4月21日
“	委員 長	元千葉大学教育学部教授		昭和58年4月22日～同60年5月30日
“	顧 問	“		昭和60年5月31日～同62年12月6日
加 瀬 俊 雄	委 員	千葉新聞社主筆	現 代	昭和25年9月～同28年(3月31日)
菊 地 利 夫	委 員	千葉大学教育学部助教授	地 理	“
“	“	千葉大学教育学部教授	“	昭和44年12月23日～同51年3月31日
武 田 宗 久	委 員	県立千葉第一高等学校教諭	原始・古代	昭和25年9月～同28年(3月31日)
“	“	県立千葉高等学校教諭	“	昭和44年12月23日～同51年3月31日
萩 原 一 郎	委 員	千葉市教育委員会指導課長	教育・宗教	昭和25年9月～同28年(3月31日)
和 田茂右衛門	委 員	郷土史家・市文化財保護審議員	民 俗	昭和44年12月23日～同51年3月31日
“	“	“	“	昭和51年4月1日～同58年6月18日
野 村 泰	委 員	千葉日報社専務	現 代	昭和44年12月23日～同47年3月31日
鶴 岡 清	委 員	千葉日報社常務	現 代	昭和46年10月～同51年3月30日
“	“	千葉日報社専務	“	昭和59年10月1日～同60年5月30日
“	委員 長	“	“	昭和60年5月31日～現在
後 藤 和 民	調 査 員	千葉市立加曾利貝塚博物館学芸員	原始・古代	昭和45年5月1日～同51年3月31日
土 屋 賢 泰	調 査 員	県立千葉東高等学校教諭	原始・古代	昭和45年5月1日～同51年3月31日
六 倉 昭一郎	調 査 員	市立千葉高等学校教諭	原始・古代	昭和45年5月1日～同51年3月31日
庄 司 克	(執筆)	千葉市立加曾利貝塚博物館	原始・古代	通史の原始分担執筆～同51年3月31日
川 戸 彰	(執筆)	千葉県史編さん室	中 世	通史の中世分担執筆～同51年3月31日
柴 辻 俊 六	(特別執筆)	早稲田大学古文書室	中 世	昭和54年度史料編3の原文書執筆他
川 村 優	調 査 員	千葉県史編さん室係長	近 世	昭和45年10月1日～同51年3月31日
“	編 集 員	千葉県史編さん室室長	“	昭和51年4月1日～同55年12月
“	委 員	前千葉県史編さん室長	“	昭和58年4月22日～現在

渡 辺 孝 雄	調 査 員	県立千葉商業高等学校教諭	近 世	昭和47年10月1日～同51年3月31日
"	編 集 員	"	"	昭和51年4月1日～現在
樋 口 誠太郎	(執筆)	県 教 員 養 成 所 講 師		通史の近世・文化執筆
川 口 得 久	調 査 員	千 葉 日 報 社	近 代	昭和47年4月1日～同51年3月31日
鶴 岡 さと子	調 査 員		近 代	昭和44年4月1日～同51年3月31日
木 島与左衛門	調 査 員	県立千葉高等学校教頭	農 業	昭和45年7月～同51年3月31日
鳥 海 公	調 査 員	千葉大学附属中学校教諭	地 理	昭和45年7月～同51年3月31日
森 山 要	調 査 員	県立千葉女子高等学校教諭	近 代	昭和45年7月23日～同51年3月31日
岩 瀬 和 博	調 査 員	県立千葉高等学校教諭	近 代	昭和45年9月1日～同51年3月31日
近 藤 代	調 査 員	市立千葉高等学校教諭	近 代	昭和46年4月1日～同51年3月31日
喜 多 步	調 査 員	市立千葉高等学校教諭	近 代	昭和45年5月1日～同51年3月31日
曾 川 定 雄	調 査 員	市立千葉高等学校教諭	近 代	昭和45年12月1日～同51年3月31日
吉 野 久 義	調 査 員	市立新宿小学校教頭	近 代	昭和46年6月1日～同51年3月31日
小 池 能 雄	調 査 員	市 教 委 指 導 主 事	近 代	昭和46年6月1日～同51年3月31日
穴 倉 健 吉	調 査 員	郷土史家・市文化財保護審議員	民 俗	昭和46年4月1日～同51年3月31日
"	編 集 員	"	"	昭和51年4月1日～同56年4月30日
"	委 員	"	"	昭和56年5月1日～同59年6月27日
安 藤 一 郎	調 査 員	市立加曾利中学校教諭	民 俗	昭和45年3月1日～同51年3月31日
"	編 集 員	市立千城台西中学校教諭	近 世	昭和51年4月1日～同53年5月
高 橋 淳 子	調 査 員	市立犢橋中学校教諭	民 俗	昭和45年3月1日～同51年3月31日
西 川 明	調 査 員	市立轟中学校教諭	民 俗	昭和45年3月1日～同46年3月31日
平 野 馨	(執筆)	千葉県教育庁文化課主査	民 俗	通史の民俗校訂、部分執筆
三 浦 茂 一	委 員	千葉県史編さん室主幹	近 代	昭和59年4月1日～現在
吉 田 公 平	委 員	市文化財保護審議員	民 俗	昭和61年3月15日～現在
井 上 準之助	編 集 員	東京国際大学教授	近 世	昭和52年8月1日～同55年12月 昭和58年4月22日～現在
吉 田 伸 之	編 集 員	千葉大学教育学部助教授	近 世	昭和56年5月1日～現在
須 田 茂	編 集 員	近 世 史 家	近 世	昭和57年4月1日～現在
久留島 浩	編 集 員	千葉大学教育学部助教授	近 世	昭和62年6月1日～現在
事 務 局 長		任 期	担 当 職 員	任 期
笹 本 武 雄		昭和44年12月～同46年3月31日	石 井 功 至	昭和25年9月～同28年(3月31日)
金 親 俊太郎		昭和46年4月1日～同49年6月30日	岩 井 謙 二	昭和44年12月23日～同46年7月31日
中 村 富 三		昭和49年7月1日～同50年3月31日	今 井 公 子	昭和46年8月1日～現在
吉 田 治 郎		昭和50年4月1日～同54年10月31日	龍 崎 純 夫	昭和48年4月1日～同59年3月31日
渡 辺 信 道		昭和54年11月1日～同58年3月31日	麻 生 秀 仁	昭和59年4月1日～現在
渡 辺 孝 雄		昭和58年4月1日～現在		

編集後記

千葉市史編纂事業における、土気地域の史料所在確認調査で訪問した旧家では、千葉市の調査に快く応じて下さり、史料提供の他、居住地に固有の事柄、先祖からの伝承等、大変貴重な聞き取りをさせていただくことができました。聞き取りの大部分は、当号で紹介させていただきました。

史料所蔵者の中には、地元固有の事柄、先祖からの伝承等を文章にまとめていらっしゃる方もおります。当号で紹介させていただいた吉原勇氏は小食土地域について、石井良之助氏は越智地域について、それぞれ地元の方でなければ書けない事柄・伝承・行事等につき、丹念にまとめられています（大木戸町在住の時田春男氏も『大木戸のあゆみ』をまとめておられたが、今回は収録を見送らせていただいた。また、同氏には大木戸地域の伝承につき、貴重なご教示を多々いただいている）。

本来ならば両氏の文章とも、一括して収録いたさなければならぬところ、編集上の都合で抄出となりましたことを、申し訳なく思っております。

今後このような地元の健筆家の手による文章の発見につとめ、出来る限り収録していく所存です。（A）

〔監修〕

千葉市史編纂委員会

川村 優・井上準之助

千葉いまむかし第2号

平成元年三月三十一日発行

編集 千葉市史編纂委員会

発行 千葉市教育委員会

（千葉市立郷土博物館
市史編纂担当）

印刷 こくば印刷株式会社